

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月1日

新潟県監査委員 井 上 智 美

新潟県監査委員 松 原 良 道

新潟県監査委員 杉 井 旬

新潟県監査委員 樺 澤 尚

包括外部監査報告書 別冊のとおり

試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について

令和6年度
包括外部監査結果報告書

試験研究機関の財務事務の執行
及び管理運営について

令和7年3月

新潟県包括外部監査人

大田 陸介

目次

I. 包括外部監査の概要	1
第1章 外部監査の種類	1
第2章 選定した特定の事件	1
1. テーマ	1
2. 監査対象年度	1
3. 監査対象部局	1
第3章 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
1. 新潟県総合計画（令和4年4月改訂）	1
2. 試験研究機関の特殊性	6
第4章 実施した監査の方法	6
1. 監査の着眼点	6
2. 実施した監査方法	7
第5章 外部監査の実施時期	7
第6章 外部監査人及び補助者	7
第7章 利害関係	8
第8章 外部監査の結果	8
II 監査対象の概要	9
第1章 監査対象となる試験研究機関の概要	9
1. 本県の試験研究機関の所管及び業務概要	9
2. 監査対象となる各試験研究機関	13
3. 監査対象の各試験研究機関の概況	14
III 包括外部監査の結果	54
第1章 総論	54
1. 実施した監査手続	54
第2章 監査の結果（総論）	55

1. 職員体制、業務の省力化・効率化	55
2. 毒劇物の管理等	55
3. 施設・備品の管理等	56
4. 競争的資金の取扱い	57
5. 現金の取扱い	57
6. 試験研究テーマごとの目標値、試験研究期間の設定	57
7. 試験研究テーマの設定	58
8. その他	59
第3章 監査の結果（各論）	59
1. 醸造試験場	59
2. 工業技術総合研究所	68
3. 工業技術総合研究所中越技術支援センター	75
4. 農業総合研究所	77
5. 農業総合研究所作物研究センター	86
6. 農業総合研究所高冷地農業技術センター	87
7. 農業総合研究所中山間地農業技術センター	88
8. 農業総合研究所佐渡農業技術センター	89
9. 水産海洋研究所	90
10. 水産海洋研究所佐渡水産技術センター	95
11. 内水面水産試験場	101
12. 森林研究所	105

I. 包括外部監査の概要

第1章 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

第2章 選定した特定の事件

1. テーマ

試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について

2. 監査対象年度

原則として令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

3. 監査対象部局

産業労働部、農林水産部

第3章 特定の事件（テーマ）を選定した理由

1. 新潟県総合計画（令和4年4月改訂）

- (1) 新潟県総合計画では、「II 地域経済が元気で活力のある新潟」「2 活力のある新潟」において、意欲ある企業等への支援による県内産業の活性化（P122）を掲げ、高い付加価値を生み出す企業の創出・成長促進として技術開発や商品開発に対する資金助成、専門家の活用支援、共同研究コーディネート等による、企画・開発支援を行っていくとしている。

これらの達成に向け、本県では2030年を見据えた中期的な戦略として「にいがた産業ビジョン」を策定し、その中で「新潟清酒の振興・新たな酒文化の創造」を掲げている。この重点施策の方向性として「4. 醸造試験場における研究」を挙げ、マーケット・インの試験研究の推進、酒蔵ニーズへの対応、環境に配慮した技術開発を打ち出している。

1 - (8) 新潟清酒の振興・新たな酒文化の創造

2030年の未来像

- 海外への出荷拡大や日本酒学の発信を通じて「清酒の世界的銘醸地」として確立
- 清酒に対する若者・女性のイメージが向上し、国内の出荷量減少に歯止め
- ウィスキーやワインなど、他の酒類も含め「新潟といえばSAKE」のイメージが浸透

【新潟清酒輸出量 (kL)】

これまでの取組等

現状

- 新潟清酒の主な輸出先
①アメリカ, ②韓国, ③香港・マカオ, ④シンガポール, ⑤オーストラリア
- 若者・女性のアルコール離れの進行
20代の1/4はあえて飲酒しないソバキュリアス（潜在的需要）

取組

- 「日本酒学」を核に、新潟清酒の魅力を国内外に発信
- 醸造試験場の試験研究（「越淡麗」の醸造技術や「さかすけ」の開発など）
- 市場ニーズを踏まえた酒蔵の新たなチャレンジ（ブレンドや熟成、ワイン酵母の活用、どぶろく等のクラフト酒、廃棄酒粕の活用 など）

組

- 「SAKE」関連の多様な取組
 - ・ウィスキー：蒸留所が県内3カ所開業（国内初「グリーンウィスキー」専門蒸留所も開業）
 - ・クラフトビール：日本の発祥の地「新潟」。現在、県内16カ所で展開
 - ・ワイン：新潟のワイナリー数（10カ所）は全国6位

重点施策の方向性

1. 新潟清酒の輸出倍増

- 日本酒学のネットワーク等を活用したアメリカ、欧州における新潟清酒の海外展開を支援・強化し、世界的ブランドを構築
- 今後、市場拡大が見込まれるASEAN地域における新潟清酒の海外展開を支援
- 中国輸出の解禁に向けた環境を整備
- 体験型コンテンツの開発支援や、本県固有の「米と水」を切り口とするPRを通じて外国人観光客を誘致

2. 日本酒イメージ向上・潜在的需要の掘り起こし

- 日本酒学を活用した新潟清酒の魅力発信
- 伝統産業の「酒造り」を含め、地域の文化・歴史への学びの機会を確保し、若年層へのアプローチを強化
- 「日本酒を飲む新たなシーン」の提案に繋がる先駆的取組を支援

3. 新たな酒文化の構築

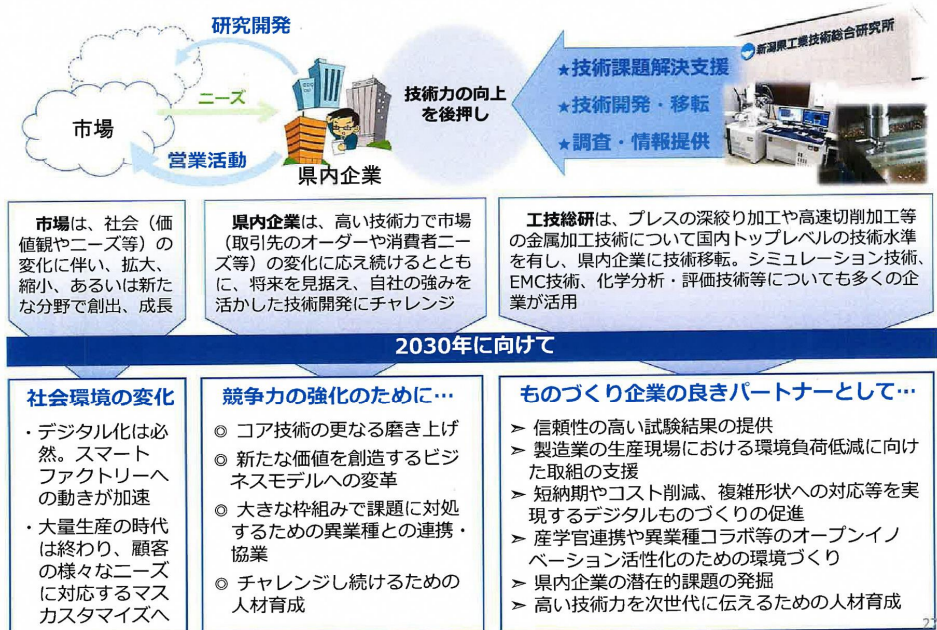
- 他の酒類と合わせた「酒どころ・新潟」のイメージや、酒造りを支える発酵文化の発信を強化

4. 醸造試験場における研究

- マーケット・インの試験研究の推進酒蔵ニーズへの対応、環境に配慮した技術開発

また「にいがた産業ビジョン」では、産業支援機関のあり方として工業技術総合研究所が、2030年に向けて社会環境が変化していく中、県内企業の競争力強化のためにどのようなサポートをしていくべきかを述べている。

3 - (2) 工業技術総合研究所



(2) 次に、新潟県総合計画の「2 活力のある新潟」では、付加価値の高い持続可能な農林

水産業の実現を基本方針としているが、より具体的な計画として「にいがたA F Fリーディングプラン（新潟県農林水産業施策推進計画）」を策定している。にいがたA F Fリーディングプランでは5つの柱を施策として掲げている。

第3章 リーディングプラン

<施策体系>

柱Ⅰ 担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開

本県農業の発展に向け、規模拡大や生産コストの低減、多角化・複合化等による経営基盤の強化と、県産農林水産物のブランド力の向上を進めます。

1 経営基盤の強化

- (1) 農地の集積・集約化等による効率的な生産体制の構築
- (2) 新潟米基本戦略に基づく水田所得の最大化
- (3) 新潟県園芸振興基本戦略の着実な実践
- (4) 収益性の高い畜産経営の育成
- (5) 経営の多角化

2 県産農林水産物のブランド力の向上

- (1) 県産農林水産物の付加価値と産地イメージの向上
- (2) 国内外の多様な販路開拓

3 持続可能な農業の実践と安全・安心な農林水産物の提供

4 優良農地の確保・保全

- (1) 経営基盤の強化に資する優良農地の確保
- (2) 用排水機能の安定的な確保

柱Ⅱ 中山間地域農業の維持と農山漁村の多面的機能の発揮

農山漁村の維持に向け、多様な担い手の確保や、豊かな地域資源を活かした所得確保の取組を進めるとともに、地域環境の保全管理活動を推進します。

1 中山間地域等の活性化

2 農山漁村環境の保全管理

3 災害に強い農山漁村づくり

- (1) 森林・農地の保全
- (2) 海岸および海岸線の保全

- 4 地域資源の有効活用
 - (1) グリーン・ツーリズムによる所得拡大
 - (2) バイオマス等の有効活用
- 5 野生鳥獣による農作物等の被害防止

柱Ⅲ 森林資源の利用促進による林業の振興

生産者の所得向上に向け、素材生産の拡大による森林資源の循環利用を進めるとともに、きのこの市場競争力強化を推進します。

- 1 多様な需要に応えられる素材生産の拡大
- 2 市場競争力強化に向けたきのこ生産体制の整備

柱Ⅳ 水産業の振興と資源の適切・有効活用

水産業の発展に向け、収益性の高い漁業への転換と漁業者の世代交代を促進するとともに、水産資源の計画的な利用を促す環境整備に取り組みます。

- 1 経営体質・販売力の強化
- 2 水産資源の適切・有効利用

柱Ⅴ 農林水産業を担う人材の確保・育成

魅力を感じて就農・就業を目指すものを増やし、産業として必要な人材を継続的に確保するため、教育環境や就業環境の向上、優れた経営者の育成を進めます。

- 1 人材の確保・育成
- 2 受入体制構築の推進

また、この施策実現のための研究開発の推進として、①県産農産物の競争力強化を実現する戦略的な研究開発、②生産現場が抱える課題を解決する研究開発、③持続可能な農業・食品産業の構築に向けた産学官連携による革新的な研究開発、④森林資源の利用促進と森

林の有する多面的機能の発揮に向けた研究開発、⑤水産業の振興と限りある水産資源の適切・有効活用のための研究開発を進めるとしている。

2 研究開発の推進

(1) 県産農産物の競争力強化を実現する戦略的な研究開発

- 水田所得の最大化、園芸振興の実践、畜産経営の収益向上に貢献するため、遺伝子情報^(※)を活用した品種育成及び生産技術、水田農業の生産性向上技術や水田への園芸導入技術など、将来の県農業・食品産業を見据えた戦略的な研究開発を進めます。

(※) 高温耐性の有無などが評価可能な遺伝子レベルの目印である遺伝子マーカーなど



< 遺伝子情報を活用した品種育成 >

(2) 生産現場が抱える課題を解決する研究開発

- 県産農畜産物・加工食品の品質・食味向上技術、低コスト・省力化生産技術、地域の特徴を活かした高付加価値化技術の開発など、生産現場における課題解決や行政施策を推進する上で必要な研究開発を進めます。

(3) 持続可能な農業・食品産業の構築に向けた産学官連携による革新的な研究開発

- 農業分野におけるカーボンニュートラルの実現に貢献できる生産技術、DXを活用したスマート農業技術など、持続可能な農業・食品産業の構築に向けた革新的な研究開発を進めます。また、新しい市場創出に向け、産学官連携による共同研究を一層強化します。

(4) 森林資源の利用促進と森林の有する多面的機能の発揮に向けた研究開発

- 木材の利用用途を拡大し炭素貯蔵にも寄与する、スギ大径木の加工技術の開発や、高付加価値なきのこ栽培技術の研究、特定母樹由来の苗木を用いた低コストな再造林・保育施業方法の確立、抵抗性クロマツなどの研究開発を進めます。



< 大径丸太の強度調査 >

(5) 水産業の振興と限りある水産資源の適切・有効活用のための研究開発

- デジタル技術を活用した操業支援技術のほか、精度の高い資源評価・管理技術、水産物の高付加価値化に関する技術、炭素貯留に寄与する藻場の効果的な回復技術等の開発を進めます。

また、河川における生態系保全技術や県産錦鯉の優位性を高めるため、魚病の早期発見技術開発を進めます。



< 調査船による資源調査 >

- (3) このように、新潟県総合計画において重点施策とされている醸造業、工業、農林水産業の各分野を推進させていくにあたり、各試験研究機関は重要な役割を担っている。

2. 試験研究機関の特殊性

前述のとおり、試験研究機関の担う役割は重要である一方で、同機関で取り扱う試験研究の内容の専門性や特殊性からそれ自体の評価が難しく、また、時間的にもある程度の時間を要するものが多い。そのため、試験研究結果がどのような効果（特に経済的効果）をもたらしたのかの評価が難しいこと、そもそも効果目標の設定自体が難しいことは否定できない。しかし、限りある予算や人員を有効に活用していくためには、①試験研究テーマの設定が適切になされること、②試験研究結果によりどのような効果を望むのか、目標値等が設定されていること、③当該試験研究の期間（始期及び終期）が適切に設定されたうえで実施されていること、④期間内に行われた試験研究の結果に対する評価がきちんと行われ、本県の総合計画その他の方針に合致しているか否かの検証が行われることが必要であると考え。

また、県内の試験研究機関が、実効性のある試験研究が行われるために必要十分な環境にあるのかも重要である。試験研究環境が不十分なままで試験研究を漫然と継続することは、予算、人員等の無駄ともいえる。

それに加え、公費で賄われている機関であることから、施設・備品の管理状況が適切になされているか、金銭出納等の管理が適切に行われていることが必要となる。今回の外部監査でも対象としている競争的資金が適正に執行されているかに関して、「競争的資金の適正な執行に関する指針」等が策定された理由として、試験研究機関において不適正な支出が頻発したことが挙げられる。また、試験研究機関で保有している物品の中には、高額な物も多いことや、毒劇物等の人体や自然環境に悪影響を与えうる物も含まれていることから、これらの管理が適切になされている必要がある。

以上の諸点について、県内の試験研究機関について検証する必要があると考え、今年度の包括外部監査のテーマとした。

第4章 実施した監査の方法

1. 監査の着眼点

①財務事務執行の合规性、②経済性、効率性、有効性が確保されているかの点で監査を行

った。その際、以下の諸点を着眼点として監査を実施した。

- ㉗ 試験研究の内容が、県民や産業界のニーズに合致し地域経済に貢献するものとなっているか。
- ㉘ 試験研究の目的設定が適切になされ、その達成状況・業績が適切に評価されているか。
- ㉙ 試験研究が、コスト管理や費用対効果を意識して実施されているか。
- ㉚ 試験研究機関設立の目的を遂行するのに必要な設備、人員等の環境は整っているか。
- ㉛ 収入・支出・契約事務・資産物品等の財産管理は法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか。
- ㉜ 試験研究機関相互や部局横断的な連携がなされているか。

2. 実施した監査方法

以下の監査手続を実施した。

- (1) 各試験研究機関の体制、事業内容等についての説明を受け、提供された資料の確認を実施。
- (2) 県内の試験研究機関のうち10所属の視察を実施。視察時には、施設の状況、契約資料（1施設あたり40契約程度を抜き出して適式に行われていたかを確認）、備品の管理状況、現金・預貯金通帳・クレジットカード等金品の保管状況、毒劇物等薬品の保管状況をそれぞれ確認。また、機関の責任者及び担当者からのヒアリングをそれぞれ実施。

第5章 外部監査の実施時期

令和6年8月19日から令和7年3月14日まで

第6章 外部監査人及び補助者

包括外部監査人 大田 陸介（弁護士）

補助者 浅妻 信（不動産鑑定士）

菊池 淳哉（弁護士）

齋子 京佑（公認会計士、税理士）

第7章 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係は無い。

第8章 外部監査の結果

監査報告書では、監査の結果を以下の2つに分けている。また、監査の結果については特段の断りがない場合、令和7年2月末現在での判断に基づき記載している。

区分	指摘事項	意見
財務に関する事務の執行	<ul style="list-style-type: none">・ 予算執行に関する合规性違反の事実。・ 3 E、公平性及び内部統制の観点から改善の重要性が高いと判断されたもの。	<ul style="list-style-type: none">・ 予算執行に関し、合规性違反には至らないが適切性に疑問があるもの。・ 3 E、公平性及び内部統制の観点から改善や検討が望まれるもの。

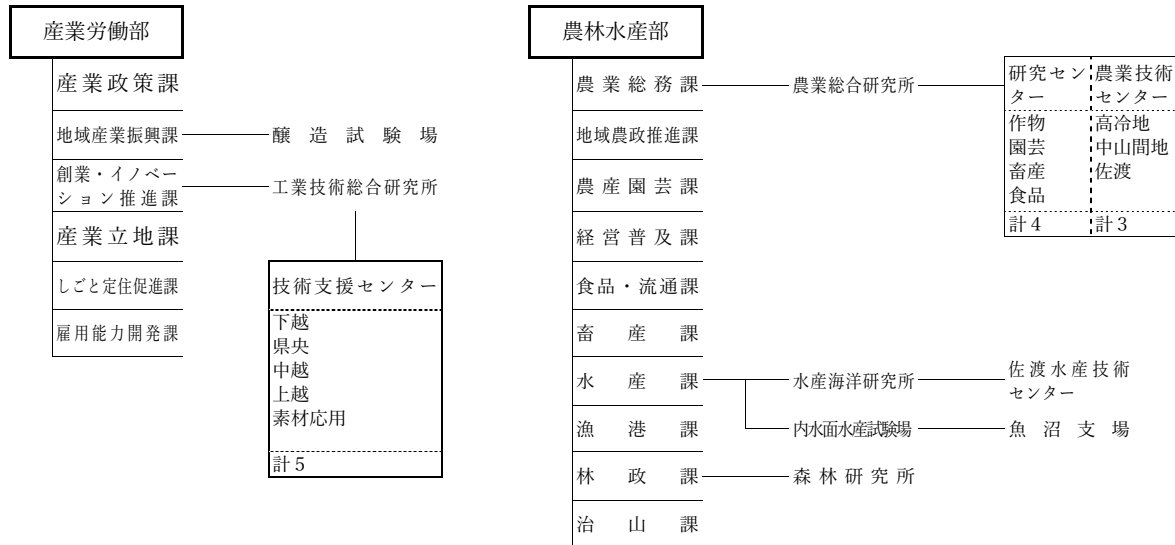
(本報告書における記載内容の注意事項)

特に記載のない限り、金額の表記は千円単位としている。

II 監査対象の概要

第1章 監査対象となる試験研究機関の概要

1. 本県の試験研究機関の所管及び業務概要



試験研究機関名・セクション	業務概要
(1) 醸造試験場 【所管：産業労働部 地域産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理技術開発、高級酒製造技術開発、実地技術開発、公害防止技術の開発、市販酒指導、酒造従業員への技術指導。
(2) 工業技術総合研究所 総務課 - 総務係 企画管理室 【所管：産業労働部 創業・イノベーション推進課】	<ul style="list-style-type: none"> 各技術センターとの業務の連絡調整、起業化センターに関する事項。 工業技術に関する研究開発の企画及び調査、工業に関する技術指導の企画及び調査、技術職員の研修の企画及び実施、工業技術に関する情報の収集及び提供、各技術センターとの技術業務の連絡調整。
研究開発センター レーザーナノテク研究室	<ul style="list-style-type: none"> 工業技術に関する研究開発の実施。

<p>(3) 工業技術総合研究所下越技術支援センター</p> <p>(4) 工業技術総合研究所県央技術支援センター</p> <p>(5) 工業技術総合研究所中越技術支援センター</p> <p>(6) 工業技術総合研究所上越技術支援センター</p> <p>【所管：産業労働部 創業・イノベーション推進課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工業に関する技術指導の実施に関する事項、工業技術に関する情報の収集及び提供。 ・依頼試験の実施。 ・その他工業技術の振興。
<p>(7) 工業技術総合研究所素材応用技術支援センター</p> <p>【所管：産業労働部 創業・イノベーション推進課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・素材の応用技術の指導。 ・素材に関する情報の収集及び提供。 ・依頼試験の実施。
<p>(8) 農業総合研究所</p> <p>管理部</p> <p>企画経営部</p> <p>基盤研究部</p> <p>アグリ・フーズバイオ研究部</p> <p>【所管：農林水産部 農業総務課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各センターとの業務(研究業務を除く)の連絡調整(人事・文書・会計、庁舎管理、ほ場の管理・運営)。 ・各センターとの研究業務の連絡調整(産学官連携、開発技術の情報発信、知的財産権の管理、試験研究の企画調整・進捗管理、研究成果の管理) ・環境保全型農業及び土地基盤整備、農業機械や農業施設、農作業に関する研究開発。 ・農業及び食品分野におけるバイオテクノロジー利用技術の高度化やバイオテクノロジーを活用した品種開発。
<p>(9) 農業総合研究所作物研究センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水稻品種の育成及び主要農作物種子の生産に関する研究開発

<p>【所管：農林水産部 農業総務課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主要農作物の栽培技術及び品質向上、病害昆虫に関する研究開発。
<p>(10) 農業総合研究所園芸研究センター</p> <p>【所管：農林水産部 農業総務課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸作物の品種育成、改良及び栽培管理技術に関する研究開発。 ・園芸作物の病害昆虫及び植物栄養、施設栽培に関する研究開発。
<p>(11) 農業総合研究所畜産研究センター</p> <p>【所管：農林水産部 農業総務課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳用牛や肉用牛及びバイオテクノロジーを活用した家畜繁殖に関する研究開発。 ・豚や鶏に関する研究、及び畜産環境の保全や有機性資源の利用、自給飼料生産技術に関する研究開発。
<p>(12) 農業総合研究所食品研究センター</p> <p>【所管：農林水産部 農業総務課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・米穀食品、雑穀食品及び甘味食品に関する研究と指導。 ・園芸特産食品、畜産食品及び醸造食品に関する研究と指導。 ・バイオテクノロジー及び食品工学を利用した食品の応用研究と指導。 ・水産加工食品に関する研究と指導。
<p>(13) 農業総合研究所高冷地農業技術センター</p> <p>【所管：農林水産部 農業総務課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高冷地の農業技術に関する研究開発。 ・苗場山ろく地域の営農に関する研究開発。
<p>(14) 農業総合研究所中山間地農業技術センター</p> <p>【所管：農林水産部 農業総務課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の農業技術に関する研究開発。 (特産野菜や花き、薬用作物等の地域特産品の開発)
<p>(15) 農業総合研究所佐渡農業技術センター</p> <p>【所管：農林水産部 農業総務課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡地域の農業技術に関する研究開発。 (佐渡の地域条件を生かした特産品の選定・開発)

<p>(16) 水産海洋研究所</p> <p>【所管：農林水産部 水産課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁具漁法の開発。 ・漁海況（海域別、水深毎の水温・塩分等）の調査。 ・水産資源の生態調査。 ・アカモク等有用藻類の増養殖技術の開発。 ・原子力発電所温排水等の物理的・生物的環境調査。 ・水産物鮮度保持及び高品質化技術の研究開発、低未利用魚の利用技術開発。
<p>(17) 水産海洋研究所佐渡水産技術センター</p> <p>【所管：農林水産部 水産課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・藻場回復のための調査・技術開発。 ・養殖場の環境等に関する調査。 ・漁港内を利活用した増養殖研究。
<p>(18) 内水面水産試験場</p> <p>【所管：農林水産部 水産課】</p> <p>魚沼支場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サケ、マス、アユ等有用淡水魚類の資源増大と管理技術の確立、河川・湖沼の生物的・物理的環境保全の研究。 ・バイオテクノロジー技術を応用したサケマス類、錦鯉の優良品種、新品種の作出、飼育技術の改良、飼育環境の改善に関する研究。 ・発病機構の解明、予防技術、治療技術に関する研究による防疫体制の整備強化。 ・冷水魚の増養殖技術の試験研究及び普及指導。 ・冷水魚の種苗生産及び配布。
<p>(19) 森林研究所</p> <p>総務課</p> <p>森林・林業技術課</p> <p>きのこ・特産課</p> <p>【所管：農林水産部 林政課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・試験研究の企画調整 ・多雪地帯の森林環境、林業技術及び林木育種の調査研究に関する事項。 ・森林保護及び森林の環境保全の調査研究に関する事項。 ・特用林産物の調査研究に関する事項。 ・林業経営及び木材利用の調査研究に関する事項。

2. 監査対象となる各試験研究機関

試験研究機関名	所管課
(1) 醸造試験場	産業労働部 地域産業振興課
(2) 工業技術総合研究所	産業労働部 創業・イノベーション推進課
(3) 工業技術総合研究所下越技術支援センター	産業労働部 創業・イノベーション推進課
(4) 工業技術総合研究所県央技術支援センター	産業労働部 創業・イノベーション推進課
(5) 工業技術総合研究所中越技術支援センター	産業労働部 創業・イノベーション推進課
(6) 工業技術総合研究所上越技術支援センター	産業労働部 創業・イノベーション推進課
(7) 工業技術総合研究所素材応用技術支援センター	産業労働部 創業・イノベーション推進課
(8) 農業総合研究所	農林水産部 農業総務課
(9) 農業総合研究所作物研究センター	農林水産部 農業総務課
(10) 農業総合研究所園芸研究センター	農林水産部 農業総務課
(11) 農業総合研究所畜産研究センター	農林水産部 農業総務課
(12) 農業総合研究所食品研究センター	農林水産部 農業総務課
(13) 農業総合研究所高冷地農業技術センター	農林水産部 農業総務課
(14) 農業総合研究所中山間地農業技術センター	農林水産部 農業総務課
(15) 農業総合研究所佐渡農業技術センター	農林水産部 農業総務課
(16) 水産海洋研究所	農林水産部 水産課
(17) 水産海洋研究所佐渡水産技術センター	農林水産部 水産課
(18) 内水面水産試験場	農林水産部 水産課
(19) 森林研究所	農林水産部 林政課

3. 監査対象の各試験研究機関の概況

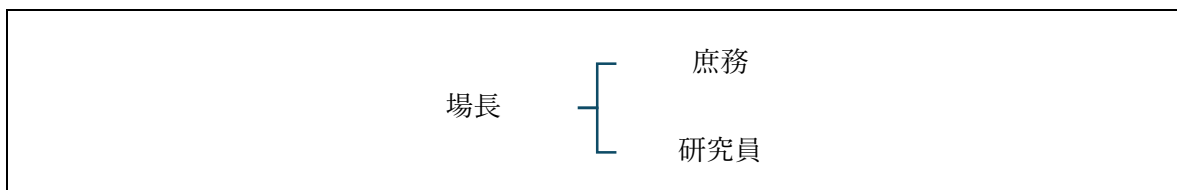
(1) 醸造試験場



ア 事業所概要

所在地	〒951-8121 新潟市中央区水道町2丁目 5932-133
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新製品開発に関する研究 ・県産米の酒造適正調査研究 ・優良醸造技術の研究と指導 ・酒造工場における公害防止技術の指導 ・酒造従業員に対する技術指導
敷地面積	3,306.61 m ²
主な建物	<p>本館（築43年、鉄筋コンクリート造2階建 1,169.55 m²（1階：572.40 m² 2階：576.00 m²））</p> <p>研修棟（築6年、木造平家建） 143.06 m²</p>
研究所施設	原料処理室、発酵室、圧搾室、低温貯蔵室、発酵管理室、製麴室、原料室、実験室、研究室、開放試験室、機器分析室、有機溶剤分析室、無菌室、培養室、滅菌室、振盪培養室、原子吸光分析室、研修室。

イ 組織・沿革



昭和 5 年	商工部醸造試験場として設立
昭和 27 年	商工労働部醸造試験場に改組
昭和 56 年	全面改築
平成 30 年	研修棟を新設、「にいがたの酒研修館」と命名

ウ 職員増減状況

	場長	事務職員	技術職員	合計
R4.3.31 時点	1	1	5	7
R5.3.31 時点	1	1	5	7
R6.3.31 時点	1	1	5	7

エ 決算状況

(千円)

支出	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
政策費	0	0	0	1,093	718
総務管理費	3,088	357	372	465	282
産業政策費	658	652	2	2	2
地域産業振興費	13,103	11,883	14,003	10,927	16,255
食品・流通費	0	0	0	0	4,000
合計	16,849	12,892	14,377	12,487	21,257

※醸造試験場事業費（職員給与費を除く。）に限る。

オ 研究課題

- | | |
|-------------|--|
| 新潟清酒活性化開発事業 | ・ 酒米「越淡麗」を生かした醸造技術開発
・ 海外進出に対応した醸造技術開発
・ 乳酸菌発酵酒粕食品の開発と市場開拓 |
| 清酒もろみ中の菌叢解析 | ・ 試験場酵母の改良と実用化
・ 自然界や酒蔵からの酵母分離
・ 吟醸酒の酒質向上に関する調査研究 |

カ 研究成果情報（平成 25 年度～）

- | |
|---|
| G9arg 酵母の開発(平成 25 年度) |
| 抗アレルギー機能を有する飲食品及びその製造方法の開発(平成 26 年度) |
| 清酒中の 4-ビニルグアイアコール生成要因(平成 26 年度) |
| 酵母識別 DNA マーカーを有する尿素非生産性酵母の単離とその応用(平成 27 年度) |
| G9CRarg 酵母の開発(平成 27 年度) |
| 清酒に含まれるカプロン産エチル濃度の簡易測定方法の開発(平成 28 年度) |
| S9arg、TR8arg 酵母の開発(平成 28 年度) |
| LAMP 法を用いた醸造用酵母の識別の開発(平成 29 年度) |
| 新潟県産清酒と外国産清酒中の水素と酸素の安定同位体分析(平成 29 年度) |
| プライマーセット及び清酒酵母の選別方法の開発(平成 30 年度) |
| 液相量推定を取り入れた発酵管理用コンピューター支援システムの開発(令和元年度) |
| S8arg 酵母の開発(令和元年度) |
| 乳酸菌および酢酸菌発酵酒粕の成分比較(令和 2 年度) |
| N7 酵母の開発(令和 3 年度) |
| 自然界酵母から清酒製造に適する醸造用酵母への効率的な育種方法の開発(令和 5 年度) |

(2) 工業技術総合研究所



ア 事業所概要

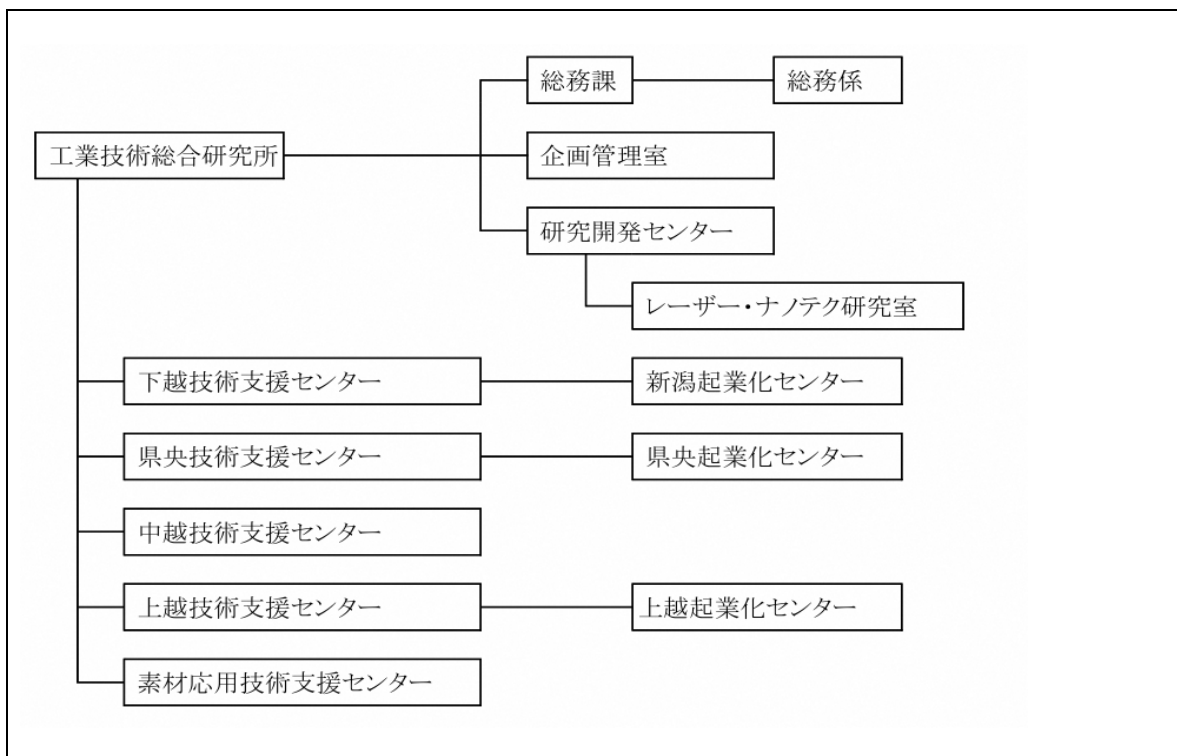
所在地	〒950-0915 新潟市中央区鏡西 1-11-1
-----	---------------------------

主な業務内容	<p>研究開発</p> <ul style="list-style-type: none">・ D X 推進技術活用支援事業・ 成長産業分野振興事業・ 共同研究・ 受託研究・ 実用研究・ 産学官共創ものづくり推進事業 <p>技術支援</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小規模研究・ 受託研究・ 依頼試験・ 機械器具貸付・ 技術相談
--------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員・講師派遣等 ・ 講習会 ・ 外部発表
--	---

敷地面積	16,459.81 m ²
主な建物	本館（築 39 年）、研究棟（築 38 年）、試験棟（築 38 年）、レーザー・ナノテク研究室（築 29 年）等

イ 組織・沿革



大正 3 年 新潟県染織試験場を現見附市に設立。

昭和 25 年新潟県繊維工業試験場と改称。

大正 15 年 木材利用研究所を現加茂市に設立。

昭和 4 年新潟市に新潟県木工試験場が設置され、同試験場加茂支所となる。

昭和 18 年火災により本場を焼失したため加茂支所を拡充して本場とする。

- 昭和 5 年 新潟県金工試験場を三条市に設立。
- 昭和 21 年新潟県金属工業試験場と改称。
- 昭和 9 年 新潟県木工指導所を高田市に設立。
- 昭和 29 年繊維工業試験場高田分場および高田市立工業相談所を合併して新潟県高田工業試験場と改称し、県下初の総合試験場となる。
- 昭和 21 年 発明事業と科学技術の振興を図ることを目的に発明会館を新潟市に設立。
- 昭和 26 年 新潟県立科学技術博物館と改称。新潟県竹工指導所を佐渡郡赤泊村に設立。
- 昭和 31 年 新潟県鑄造試験場を長岡市に設立。新潟県繊維工業試験場十日町分場を十日町市に設立。
- 昭和 36 年 新潟県立科学技術博物館を新潟県工業奨励館と改称し、総合試験研究機関とすべく建設 5 カ年計画に着手。
- 昭和 38 年 新潟県工業奨励館を新潟県工業技術センターと改称し、センター本館第 1 試験棟、化学分析室を建設するとともに、計測自動制御技術研究施設、金属切削技術研究施設を設置し、同 39 年工業用材料研究施設を設置。
- 昭和 40 年 機構改革により、上記高田工業試験場、鑄造試験場（長岡）、金属工業試験場（三条）、木工試験場（加茂）、繊維工業試験場（見附）、同十日町分場および竹工指導所（佐渡）が当センターの傘下となり、新潟県工業技術センター高田試験場、同長岡試験場、同三条試験場、同加茂試験場、同見附試験場、同十日町試験場および同佐渡指導所と改称。
- 昭和 41 年 建設 5 カ年計画の最終年度である 40 年度予算により、第 2 試験棟および工業分析施設を設置。
- 昭和 46 年 高田市、直江津市の合併で上越市の誕生に伴い、新潟県工業技術センター高田試験場を新潟県工業技術センター上越試験場と改称。
- 昭和 47 年 新潟県工業技術センター工業分析室に窯業科を新設。
- 昭和 52 年 新潟県工業技術センター佐渡指導所を廃止、新潟県工業技術センター工芸研究室に竹工科を新設。

昭和 57 年	新潟県工業技術センター技術第一研究室に繊維科を新設。
昭和 59 年	新潟県工業技術センター改築 3 カ年計画に着手。第 1 期工事として管理棟建設。
昭和 60 年	第 2 期工事として研究棟建設に着手。
昭和 61 年	研究棟および第 3 期工事（試験棟、外構工事）完成。
昭和 62 年	組織改革により、本場総務課の業務係を廃止するとともに、技術第一研究室、技術第二研究室、工業分析室、工芸研究室の 4 室を企画指導室、応用技術研究室、機械・電子研究室、化学・繊維研究室、産業工芸研究室の 5 室に改組した。また、本場は研究開発を主体に試験場は技術指導を重点にとそれぞれ役割・位置づけを明確にし、運営機構改革を併せて行った。工業技術センター本場の改築整備工事が完了したことに伴い、各試験場の整備を進めるため、見附試験場の改築整備工事に着手。
昭和 63 年	新潟県工業技術センター見附試験場完成。
平成元年	新潟県工業技術センター三条試験場移転（(財)新潟県県央地域地場産業振興センター内）。新潟県工業技術センター上越試験場完成。
平成 2 年	新潟県工業技術センター長岡試験場完成。
平成 3 年	新潟県工業技術センター加茂試験場移転（加茂市産業センター内）。
平成 7 年	組織改正により新潟県工業技術センターが新潟県工業技術総合研究所となる。各試験場も技術支援センターとして再発足し、新潟市に下越技術支援センターを新設。
平成 8 年	長岡市にレーザー応用研究室を新設。新潟市および上越市に起業化センター完成。
平成 9 年	柏崎市に起業化センター完成。
平成 11 年	三条市に起業化センター完成。
平成 15 年	デザインセンターおよび素材応用技術支援センター十日町センターを廃止。
平成 17 年	長岡市のレーザー応用研究室をレーザー・ナノテク研究室に改組。

平成 20 年 柏崎起業化センターを廃止。

令和 4 年 県央技術支援センター加茂センターを廃止。

ウ 職員増減状況

	所長	次長	室長	センター長	参事	研究主幹	事務職員	技術職員	合計
R4.3.31 時点	1	1	1	6	4	2	7	57	79
R5.3.31 時点	1	1	1	6	5	2	7	55	78
R6.3.31 時点	1	1	1	6	5	2	7	53	76

エ 決算状況

(千円)

支出	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
創業・イノベーション推進費	147,395	137,460	171,247	140,011	138,465

※工業技術総合研究所事業費（職員給与費を除く。）に限る。

オ 事務分掌

総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項 (2) 庁舎管理に関する事項 (3) 各技術支援センターとの業務（技術業務を除く。）の連絡調整に関する事項 (4) 起業化センターに関する事項 (5) 企画管理室及び研究開発センターに属しない事項
企画管理室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工業技術に関する研究開発の企画及び調査に関する事項 (2) 工業に関する技術指導の企画及び調査に関する事項 (3) 職員（技術職員に限る。）の研修の企画及び実施に関する事項 (4) 工業技術に関する情報の収集及び提供に関する事項

(5) 各技術支援センターとの技術業務の連絡調整に関する事項

(6) その他工業技術の振興に関する事項

研究開発センター (1) 工業技術に関する研究開発の実施に関する事項

カ 研究成果情報（令和5年度のみ）

燃焼反応シミュレーション等燃焼工学の利用による産業のカーボンニュートラル化に関する
調査研究

繊維製品の各種機能性の見える化に関する研究

ラージループアンテナを用いた EMI 測定環境の整備

輸送機器の軽量化に関する調査研究

材料のナノ複合化による高機能化技術に関する調査研究

金属堆積造形によるチタン合金の改質技術に関する調査研究

微細構造射出成形実現のための金型の試作

多関節ロボット2台を用いた協調制御による複雑作業の自動化

製造業向けエンジニアリング DX に関する調査研究

DX 推進に向けたデジタルツールの活用事例

画像 AI の活用事例～ロボットパレタイジング、水面監視、Python で学ぶ DX～

(3) 工業技術総合研究所中越技術支援センター



ア 事業所概要

所在地	〒940-2127 長岡市新産 4-1-14
-----	------------------------

主な業務内容	(1) 工業に関する技術指導の実施に関する事項 (2) 工業技術に関する情報の収集及び提供に関する事項 (3) 依頼試験の実施に関する事項 (4) その他工業技術の振興に関する事項
--------	---

敷地面積	2,701.19 m ²
主な建物	本館棟 (築 34 年)、機械室 (築 34 年)、車庫 (築 34 年)、10m電波暗室 (築 5 年)

イ 職員増減状況

	所長	次長	室長	センター長	参事	研究主幹	事務職員	技術職員	合計
R4.3.31 時点				1	1		1	7	10
R5.3.31 時点				1	1		1	7	10
R6.3.31 時点				1	1		1	7	10

ウ 決算状況

(千円)

支出	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
創業・イノベーション推進費	11,917	10,933	33,349	14,820	13,806

※工業技術総合研究所中越技術支援センター事業費（職員給与費を除く。）に限る。

エ 事務分掌

下越、県央、中越及び上越の各技術センター

- (1) 工業に関する技術指導の実施に関する事項
- (2) 工業技術に関する情報の収集及び提供に関する事項
- (3) 依頼試験の実施に関する事項
- (4) その他工業技術の振興に関する事項

オ 研究成果情報（技術支援（令和5年度のみ））

小規模研究	<ul style="list-style-type: none">・ 車載用電子部品の EMI 測定環境の改善・ ラージループアンテナを用いた EMI 測定環境の整備・ 繊維強化フィラメントを用いたプリント造形
受託研究	<ul style="list-style-type: none">・ 超音波加工ユニットの評価・ ラップ盤の変形解析・ ラップ盤の変形解析（その2）・ 産業機械の流体解析（その3）・ 断熱材の伝熱解析・ 装置用架台の強度解析・ ロストワックス品の鋳造解析・ 超音波加工ユニットの評価（その2）・ 業務用ラックの強度解析・ 作業足場への落下衝撃解析・ 作業足場への落下衝撃解析（その2）
講習会	<ul style="list-style-type: none">・ 無線通信技術セミナー～電波暗室を使用した微弱無線設備の測定講習会～・ (公財) JKA 公設工業試験研究所等における機械設備拡充事業低周波 EMC 試験システム導入説明会

(4) 農業総合研究所



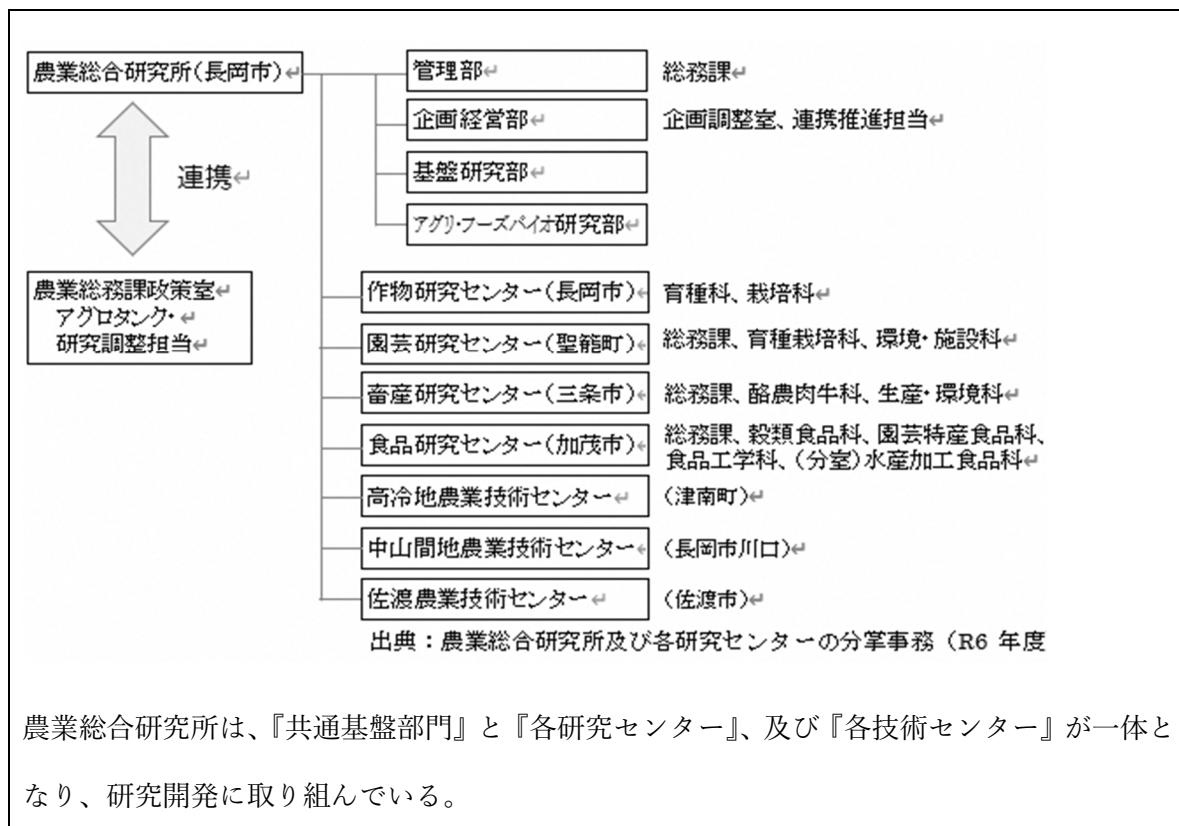
ア 事業所概要

所在地	〒940-0826 新潟県長岡市長倉町 857
-----	-------------------------

敷地面積	(農業総合研究所・作物研究センター) 建物面積：延べ 10,268 m ² 、ほ場面積：田 14.5ha、畑 4.25ha
------	--

業務内容	<p>【企画経営部】</p> <ul style="list-style-type: none">・研究成果の普及促進、研究情報の発信、農業者・関係機関への成果情報周知、農業経営研究 <p>【基盤研究部】</p> <ul style="list-style-type: none">・環境保全型農業及び土地基盤整備、農業機械や農業施設、農作業に関する研究開発 <p>【アグリ・フーズバイオ研究部】</p> <ul style="list-style-type: none">・農業及び食品分野におけるバイオテクノロジー利用技術の高度化やバイオテクノロジーを活用した品種及び食品に関する研究開発
------	---

イ 組織・沿革



明治 28 年	新潟県農事試験場が長岡本町大字坂の上に創立される
明治 30 年	長岡町今朝白に移転
昭和 2 年	農林省指定水稻新品種育成試験地設置（昭和 22 年廃止）
昭和 16 年	現在地の長岡市長倉町に移転
昭和 25 年	新潟県農業試験場と改称
昭和 50 年	佐渡支場を離島（現佐渡）農業技術センターとして分離
平成 9 年	農業関係試験研究機関の組織改正により、農業総合研究所と農業総合研究所作物研究センターとに再編成

ウ 職員数

・農業総合研究所全体

	所長	副所長	センター長	部長・室長	参事	科長	事務職員	研究職員	技術職員	合計
R4.3.31 時点	1	1	7	4	5	5	15	95	46	179
R5.3.31 時点	1	1	6	3	5	5	15	91	50	177
R6.3.31 時点	1	1	6	3	5	5	15	91	48	175

・管理部、企画経営部、基盤研究部、アグリ・フーズバイオ研究部

	管理部	企画経営部	基盤研究部	アグリ・フーズバイオ研究部	農業革新支援担当
R4.3.31 時点	5 名	8 名(うち研究員 8 名)	11 名(うち研究員 9 名、技術員 2 名)	5 名(うち研究員 5 名)	6 名
R5.3.31 時点	5 名	7 名(うち研究員 7 名)	12 名(うち研究員 10 名、技術員 2 名)	4 名(うち研究員 4 名)	6 名
R6.3.31 時点	5 名	7 名(うち研究員 7 名)	12 名(うち研究員 10 名、技術員 2 名)	4 名(うち研究員 4 名)	6 名

エ 決算状況

(千円)

支出(項)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
政策費	831	0	0	2,240	1,730
総務管理費	4,517	1,072	755	2,257	1,542
農業総務費	102,458	107,644	104,789	106,114	120,000
農産園芸費	4,406	4,106	3,832	3,586	3,435
経営普及費	1,001	1,533	1,780	1,804	1,731
畜産業費	0	1	0	183	261

農地管理費	0	0	236	0	0
農地基盤整備費	3,465	3,372	3,413	437	491
農地計画費	3,584	4,274	3,260	4,025	3,926
一般会計計	120,262	122,002	118,065	120,646	133,116
総務管理費			1,538		
農地基盤整備費			1,056	1,330	1,027
明許繰越予算計			2,594	1,330	1,027
合計	120,262	122,002	120,659	121,976	134,143

※職員給与費を除く。

オ 研究課題

「共同研究」

- ・高温耐性コシヒカリ BL の開発〔前期〕
- ・高温・強風障害を克服するための新潟米栽培技術

「プロジェクト研究」

- ・水田園芸生産安定技術開発事業
- ・カーボンゼロ実現に向けた農業技術開発事業
- ・スマート農業技術の実証と新技術開発
- ・園芸作物の品質を低下させる生理障害の発生原因究明と発生防止技術確立
- ・中山間地域の園芸産地拡大に向けた山菜の栽培技術の開発
- ・胴割耐性水稻品種育成のための DNA マーカーの開発
- ・日本なし自家和合性新品種と西洋なし「ル レクチエ」の苗木安定供給技術確立

「単独研究」

- ・有機栽培の拡大に向けた販売戦略・営農条件の解明
- ・土壌機能を利用した環境保全型農業技術の開発
- ・生産現場における新技術を活用した多様な基盤研究の確立
- ・バイオ技術を用いた県産農産物品質安定化基礎技術の開発

カ 研究成果情報（公表：令和 6 年度）

（新潟米生産体質強化に向けた技術）

- ・ドローンを用いた斜め往復撮影による水稻草冠高の把握とコシヒカリの倒伏リスク予測

（中山間・離島地域に対応した技術）

- ・タラノキに発生した立枯疫病に対するアゾキシストロビン・メタラキシル M 粒剤による防除

(5) 農業総合研究所作物研究センター



ア 事業所概要

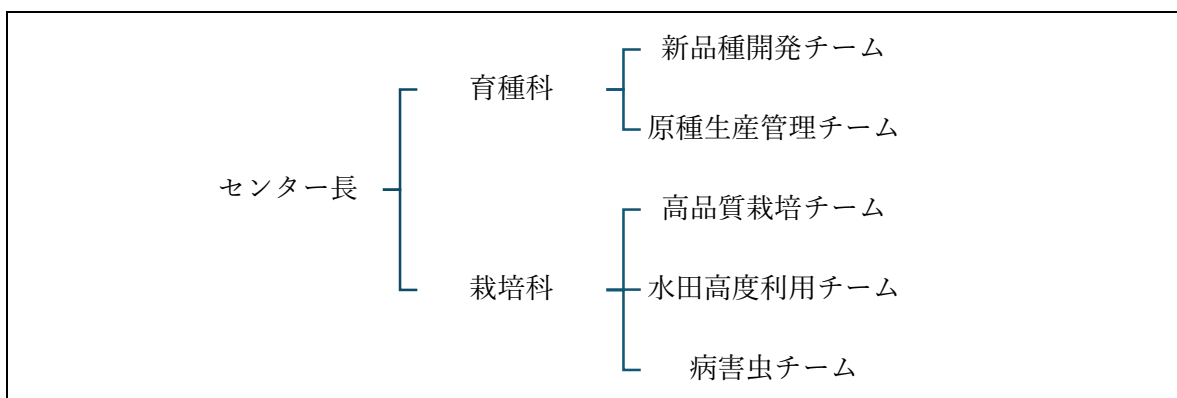
所在地	〒940-0826 新潟県長岡市長倉町 857
-----	-------------------------

敷地面積	(農業総合研究所・作物研究センター) 建物面積：延べ 10,268 m ² 、圃場面積：田 14.5ha、畑 4.25ha
------	--

業務内容	<p>時代のニーズにあった新品種の育成・選定、食の安全性を重視した高品質米の生産技術、コスト低減技術、環境に配慮した施肥、スマート農業、病虫害・雑草管理技術の改善など、主要作物に関する先駆的技術を開発する</p> <p>【育種科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻品種の育成及び主要農作物種子の生産に関する研究開発 <p>【栽培科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要農作物の栽培技術及び品質向上、病害昆虫に関する研究開発。
------	---

イ 組織・沿革

平成9年 農業関係試験研究機関の組織改正により、農業総合研究所と農業総合研究作物研究センターとに再編成
 「育種科」、「栽培科」の2科体制とした



ウ 職員数

R4.3.31	センター長		1名
時点	育種科	参事(育種科長)	1名
		新品種開発	11名(うち研究員5名、技術員3名、臨時的任用職員3名)
		原種生産管理	10名(うち研究員4名、技術員6名、臨時的任用職員0名)
	栽培科	参事(栽培科長)	1名
		高品質栽培	5名(うち研究員4名、技術員1名)
		水田高度利用	8名(うち研究員4名、技術員2名、臨時的任用職員2名)
		病害虫	5名(うち研究員4名、技術員1名)

	合計		42名(うち研究員21名、技術員13名、臨時的任用職員5名)
R5.3.31 時点	センター長		1名
	育種科	参事(育種科長)	1名
		新品種開発	11名(うち研究員5名、技術員4名、臨時的任用職員2名)
		原種生産管理	10名(うち研究員4名、技術員6名、臨時的任用職員0名)
	栽培科	参事(栽培科長)	1名
		高品質栽培	5名(うち研究員4名、技術員1名)
		水田高度利用	8名(うち研究員4名、技術員3名、臨時的任用職員1名)
		病虫害	5名(うち研究員4名、技術員1名)
	合計		42名(うち研究員21名、技術員15名、臨時的任用職員3名)
	R6.3.31 時点	センター長	
育種科		参事(育種科長)	1名
		新品種開発	11名(うち研究員5名、技術員4名、臨時的任用職員2名)
		原種生産管理	10名(うち研究員3名、技術員6名、臨時的任用職員1名)
栽培科		参事(栽培科長)	1名
		高品質栽培	5名(うち研究員4名、技術員1名)
		水田高度利用	8名(うち研究員4名、技術員3名、臨時的任用職員1名)
		病虫害	5名(うち研究員4名、技術員1名)

	合計		42名(うち研究員20名、技術員15名、臨時的任用職員4名)
--	----	--	--------------------------------

エ 決算状況

(千円)

支出(項)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
政策費	150	0	0	0	0
総務管理費	323	304	75	1	17
農業総務費	58,608	41,298	36,277	39,839	66,311
農産園芸費	20,592	21,271	22,076	23,884	24,310
経営普及費	53	0	0	0	0
一般会計計	79,726	62,873	58,428	63,724	90,638
明許繰越予算計	0	0	0	0	0
合計	79,726	62,873	58,428	63,724	90,638

※職員給与費を除く。

オ 研究課題

「共同研究」

- ・高温耐性コシヒカリ BL の開発〔前期〕
- ・高温・強風障害を克服するための新潟米栽培技術

「プロジェクト研究」

- ・水田園芸生産安定技術開発事業
- ・カーボンゼロ実現に向けた農業技術開発事業
- ・スマート農業技術の実証と新技術開発
- ・胴割耐性水稻品種育成のための DNA マーカーの開発

「単独研究」

- ・持続可能な水田農業推進のための生産技術の確立
- ・主要農作物種子生産・供給対策事業
- ・水稻の基幹品種の育成
- ・栽培技術の高度化に対応した先進的病害虫管理技術の開発
- ・新潟県版複合営農体系の確立に向けた技術開発
- ・斑点米カメムシ類の新たな防除体系の確立

カ 研究成果情報（公表：令和6年度）

（新潟米生産体質強化に向けた技術）

- ・新潟県における雑草イネの出芽消長と種子の寿命
- ・出穂期の目標 S P A D 値に誘導するためのコシヒカリの 2 回目穂肥診断
- ・DVR 法による水稻品種コシヒカリ、「こしいぶき」及び「新之助」の出穂期予測
- ・極端な高温登熟年におけるコシヒカリの収穫適期のめやす
- ・適切な飽水管理等が自動化できる開水路用自動給水機の水位設定

（複合営農推進に向けた技術）

- ・新潟県における菓子用小麦品種「ゆきはるか」の生育特性及び品質特性

(6) 農業総合研究所佐渡農業技術センター



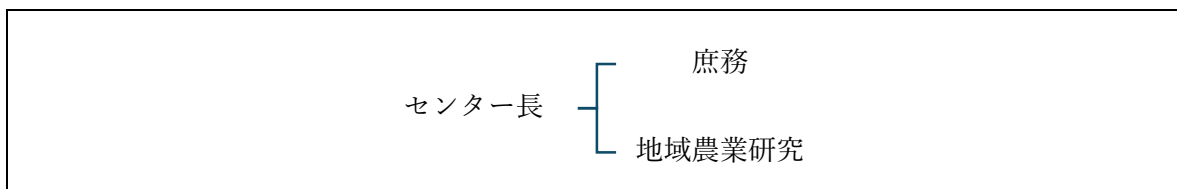
ア 事業所概要

所在地	〒952-1211 新潟県佐渡市中興甲351番地
-----	--------------------------

敷地面積	建物面積：延 1,686.62 m ² 圃場面積 田 12,900 m ² 、畑 27,052 m ²
------	--

業務内容	「産業として成り立つ魅力ある農業」の実現に向け、佐渡地域の農業経営や気象の特性を活かした特産品の選定・開発や、高品質で安心・安全な農産物生産技術の研究・開発に取り組む
------	---

イ 組織・沿革



明治 12 年	雑太郡八幡村に農事播種場が設立
明治 23 年	金沢村中興に私立中興農事試験場が設立
明治 44 年	郡に移管され、佐渡郡立農事試験場と改称
大正 12 年	新潟県に移管され、新潟県農事試験場佐渡分場と改称
昭和 25 年	新潟県農業試験場佐渡分場と改称
昭和 35 年	新潟県農業試験場佐渡支場と改称
昭和 50 年	新しい構想と陣容のもとに新潟県離島農業技術センターとして発足
昭和 63 年	新潟県佐渡農業技術センターと改称
平成 9 年	新しい農業構想(新潟アグロタンク構想)により、新潟県農業総合研究所佐渡農業技術センターと改称

ウ 職員数

	センター長	庶務 (兼務)	研究職員	技術員	合計
R4.3.31 時点	1	2	3	2	8
R5.3.31 時点	1	2	2	2	7
R6.3.31 時点	1	2	2	1	6

エ 決算状況

(千円)

支出(項)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
総務管理費	2,315	0	0	0	14
農業総務費	17,373	12,877	12,243	9,544	16,573
農産園芸費	244	207	671	109	126
一般会計計	19,932	13,084	12,914	9,653	16,713
総務管理費	0	0	1,491	0	0
農業総務費	0	238	0	0	0

明許繰越予算計	0	238	1,491	0	0
合計	19,932	13,322	14,405	9,653	16,713

※職員給与費を除く。

オ 研究課題

<p>「プロジェクト研究」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸分野における有機農業の実践・参入を容易にする支援技術の開発 <p>「単独研究」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐渡のブランド産地及び水田を活用した園芸生産に資する技術開発
--

カ 研究成果情報（公表：令和元年度～）

<ul style="list-style-type: none"> ・水稲有機栽培用の新しい除草機「表層攪拌型除草機」（令和4年度） ・かき「刀根早生」の母枝先端切り返しによる果実肥大促進技術（令和3年度） ・かきのジョイント栽培による早期多収化及び省力化技術（令和元年度）

(7) 水産海洋研究所



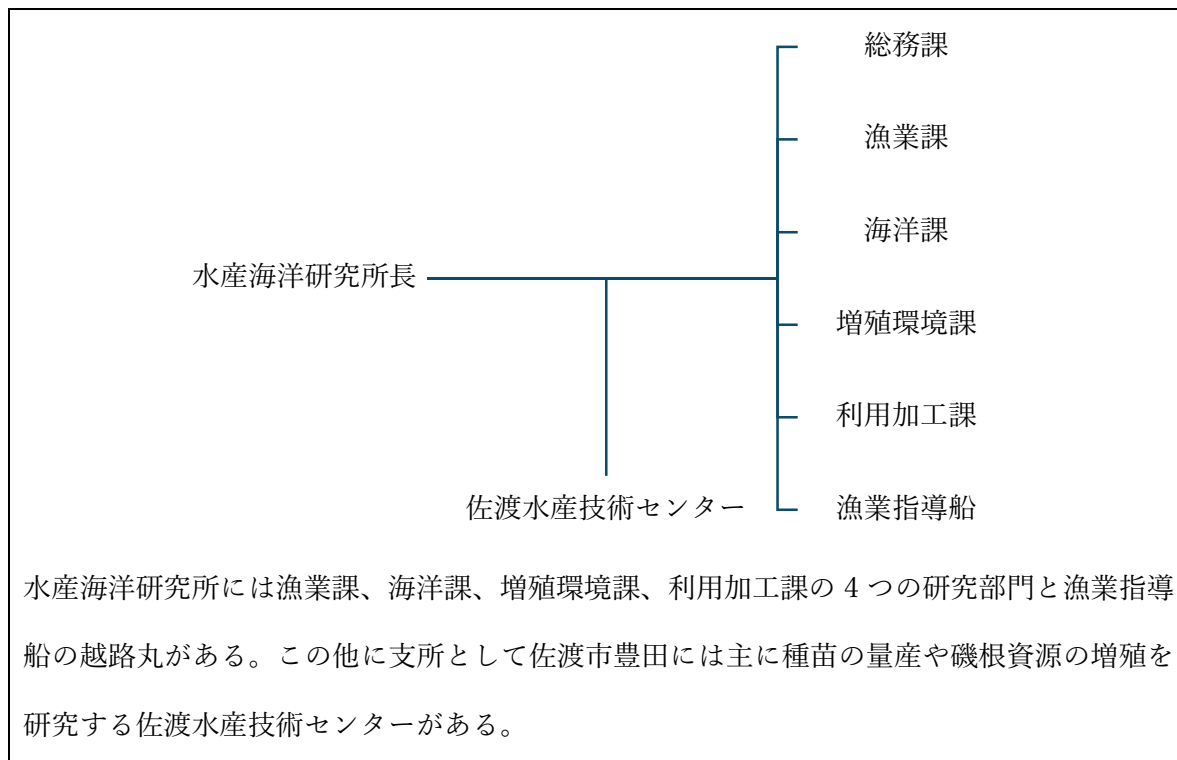
ア 事業所概要

所在地	〒950-2171 新潟市西区五十嵐3の町 13098-8
-----	-------------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none">・ 底びき網漁業における小型ズワイガニ混獲防止漁具の開発・ 漁海況調査、急潮モニタリング及び急潮予報、大型クラゲ調査・ 資源評価調査、日本周辺国際魚類資源調査・ アカモク等増養殖技術開発、ブルーカーボンを活用した養殖技術・藻場形成技術開発、さけます増殖管理推進事業・ 原子力発電所温排水等漁業調査、水産基盤整備調査、養殖場環境調査・ 水産物鮮度保持及び高品質化技術の研究開発、低未利用魚の利用技術開発
------	---

敷地面積	26,583.00 m ²
主な建物	本館(築年数：32)、加工実験棟(31)、飼育管理棟(28)、育種管理棟(28)
所有船舶	越路丸(総トン数 112トン、全長 33.89m、航海速力 約12ノット)

イ 組織・沿革



明治 32 年	新潟市上大川前通において新潟県水産試験場として業務を開始
明治 36 年	三島郡寺泊町に本場を設置
大正 10 年	佐渡郡両津町に佐渡分場を設置
昭和 32 年	新潟市に新潟出張所を設置
昭和 34 年	本場を新潟市に移転
昭和 35 年	指導船初代越路丸（115.94 トン）を建造
昭和 37 年	村上市瀬波町に海藻採苗センター村上支場を設置
昭和 40 年	構造改革により内水面水産試験場発足 部内の内水面業務を同場へ移管
昭和 44 年	集団操業指導船初代苗場（29.95 トン）を建造
昭和 51 年	構造改革により栽培漁業センター発足 部内の増殖関係業務、佐渡分場、村上支場を同センターに移管
昭和 53 年	指導船二代目越路丸（156.48 トン）を建造

昭和 59 年	指導船二代目苗場（38 トン）を建造
平成 5 年	新水産試験場一期工事完成により新潟市五十嵐 3 の町に移転
平成 8 年	二期工事完成、構造改革により水産試験場と栽培漁業センターを統合し、水産海洋研究所、同佐渡水産技術センター、同村上水産技術センターに改組、また指導船三代目越路丸（187 トン）を建造
平成 12 年	ヒラメ、アユの種苗生産業務を（社）新潟県漁業振興協会に移管し、水産海洋研究所村上水産技術センターを廃止
平成 16 年	佐渡海洋深層水利活用施設内に佐渡水産技術センター多田駐在所を設置
平成 21 年	指導船二代目苗場廃船
平成 26 年	佐渡水産技術センター多田駐在所を廃止
平成 29 年	加工課業務の一部を食品研究センターに移管し、加工課の名称を利用加工課に変更
令和 2 年	調査船四代目越路丸（112 トン）を建造

ウ 職員増減状況

	事務職員	技術職員	用員	再任用職員 員(常勤)	臨時的任 用職員	会計年度 任用職員 (一般)	合計
R4.3.31 時点	2	16	6	1	2	2	29
R5.3.31 時点	2	16	6	1	2	2	29
R6.3.31 時点	2	16	7	2	0	2	29

エ 決算状況

(千円)

支出	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
総務管理費	7,705	2,143	990	1,536	0
防災費	1,095	890	1,080	1,051	1,702

農業総務費	165	453	27	79	27
水産業費	109,895	89,279	100,113	103,291	112,711
災害救助費	36	0	0	0	0
合計	118,896	92,765	102,210	105,957	114,440

※職員給与費を除く。

オ 研究課題

漁業課	<ul style="list-style-type: none"> ・ブリ、アジ、サバ、イワシ、マグロ、サワラ及びスルメイカ等浮魚類の資源に関する調査研究 ・急潮のモニタリングと予報 ・大型クラゲ調査
海洋課	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒラメ、カレイ類、マダイ、エビ・カニ類等底魚類の資源に関する調査研究 ・漁況・海況の解析や情報提供 ・資源評価・管理に関する調査研究
増殖環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・有用藻類の増養殖技術開発、魚類の陸上養殖技術開発 ・藻場造成技術開発、人工魚礁や増殖場に関する調査研究 ・サザエ、イワガキ等の磯根資源の安定化に向けた調査研究
利用加工課	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物の品質向上に関する研究 ・低未利用水産資源の有効利用技術に関する研究
越路丸	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋観測・海底地形調査 ・資源生態調査 ・漁場環境調査

カ 研究成果情報（平成 25 年度～）

- ・ 冷凍貯蔵した県産ワニエソの練り製品原料化（令和 4 年度）
- ・ 生産期間の短縮と適切な照度管理によるアカモク種苗生産の省力化（令和 3 年度）
- ・ 底引き網における小型ズワイガニ混獲防止漁具の開発（令和 2 年度）
- ・ アイスグレース処理による冷凍魚の乾燥防止技術開発（令和 2 年度）
- ・ 効率的な閉鎖循環型海水魚養殖技術の開発（令和元年度）
- ・ クロウミウマの閉鎖循環型養殖技術の開発（令和元年度）
- ・ ズワイガニの身入り簡易評価手法の開発（平成 29 年度）
- ・ イナダを用いた練り製品用調味料の製造技術（平成 28 年度）
- ・ ヒラメ刺身素材の凍結・解凍技術開発（平成 28 年度）
- ・ リアルタイム急潮予測システムの開発（平成 27 年度）
- ・ キタムラサニウニの養殖技術（平成 25 年度）
- ・ 板びき網漁業における省エネルギー化技術（平成 25 年度）
- ・ アカムツの脂肪量を非破壊で測定する方法（平成 25 年度）

(8) 水産海洋研究所佐渡水産技術センター



ア 事業所概要

所在地	〒952-0317 佐渡市豊田 2082
業務内容	養殖・蓄養・種苗生産の技術開発や指導、及び佐渡島沿岸の海藻や貝類など水産生物の増養殖技術開発
敷地面積	建物面積：延べ 1,616 m ²
主な建物	管理棟(築年数：49)、水槽上屋、餌料馴致棟、倉庫

イ 組織・沿革

大正 10 年	佐渡郡両津町に佐渡分場を設置
昭和 51 年	構造改革により栽培漁業センター発足、部内の増殖関係業務、佐渡分場、村上支場を同センターに移管
平成 8 年	二期工事完成、構造改革により水産試験場と栽培漁業センターを統合し、水産海洋研究所、同佐渡水産技術センター、同村上技術センターに改組
平成 16 年	佐渡市多田に佐渡水産技術センター多田駐在所を新設し、海洋深層水の利活用研究及びクロアワビ種苗生産技術の指導を開始
平成 26 年	佐渡水産技術センター多田駐在所を廃止

ウ 職員増減状況（()：兼務職員）

	事務職員	技術職員	用員	再任用職員(常勤)	臨時的任用職員	会計年度任用職員(一般)	合計
R4.3.31 時点	1	2(2)	0	1	1	1	6(2)
R5.3.31 時点	1	2(2)	0	1	1	1	6(2)
R6.3.31 時点	0(2)	2(2)	0	1	1	1	5(4)

エ 決算状況

(千円)

支出	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
水産業費	9,995	8,717	7,157	7,043	10,339
合計	9,995	8,717	7,157	7,043	10,339

※職員給与費を除く。

オ 研究課題

<ul style="list-style-type: none"> ・藻場回復のための調査・技術開発 ・養殖場の環境等に関する調査 ・漁港内を利活用した増養殖研究

(9) 内水面水産試験場



ア 事業所概要

所在地	〒940-1137 新潟県長岡市大川原町 2650 (魚沼支場) 〒946-0036 新潟県魚沼市岡新田 29-1
-----	---

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サケ、マス、アユ等有用淡水魚類の資源増大と管理技術を確立するとともに、河川、湖沼における生物学的および物理的環境の保全に関する研究を行う ・バイオテクノロジーを応用してサケマス類、錦鯉の優良品種、新品種を作出するとともに飼育技術の改良、飼育環境の改善に関する研究を行う ・発病機構の解明、予防技術、治療技術に関する研究を行い、防疫体制の整備強化に役立てる
------	--

敷地面積	本場：27,021.80 m ² 、魚沼支場：22,122.21 m ²
主な建物	本場：事務所兼研究室棟（S46.3 建築・築 53 年）※本館、魚病指導総合センター（S58.3 建築・築 41 年） 魚沼支場：事務所棟（H10.3 建築・築 26 年）
所有船舶	内水試丸（0.76 トン）、大和丸（0.53 トン）

研究所施設	<p>バイテク試験室、餌料培養池、越冬試験池、冷蔵室、恒温試験池、隔離試験池、魚病指導総合センター</p> <p>(魚沼支場)</p> <p>隔離実験棟、受精卵管理棟、冷水魚試験池、ふ化場、冷凍・冷蔵室</p>
-------	---

イ 組織・沿革

- ・総務課（庶務、会計、財産管理全般）
- ・養殖課（養殖技術の試験研究及び普及指導、養殖経営の調査研究）
- ・資源課（増殖技術の試験研究及び普及指導、天然水族の生理生態の調査研究）
- ・病理環境課（魚病対策技術の試験研究、生息環境の調査研究）
- ・魚病指導総合センター（魚病の診断、治療技術の指導）
- ・魚沼支場（冷水魚の増養殖技術の試験研究及び普及指導、冷水魚の種苗生産及び配布）

昭和 40 年	<p>機構改革により水産試験場から独立、新潟市に開設</p> <p>併せて、小出支場・村松支場・中里支場を編入</p>
昭和 44 年	村松支場廃止
昭和 44 年	現在地に錦鯉種苗生産所を新設、併せて、山古志試験地を編入
昭和 46 年	本場を現在地に移設、併せて、錦鯉種苗生産所を廃止
昭和 49 年	中里支場を廃止
昭和 55 年	山古志試験地を廃止
昭和 58 年	魚病指導総合センターを併設
平成 17 年	市町村合併により小出支場を魚沼支場に改称
	(魚沼支場)
昭和 28 年	新潟県淡水魚増殖場として設立、昭和 37 年 4 月 1 日、水産試験場に編入

ウ 職員増減状況

(本場)	事務職員	技術職員	用員	再任用職員(常勤)	臨時的任用職員	会計年度任用職員(一般・専門)	合計
R4.3.31 時点	2	9	1	2	0	2	16
R5.3.31 時点	2	9	1	2	0	2	16
R6.3.31 時点	2	10	0	2	0	2	16

(魚沼支場)	事務職員	技術職員	用員	再任用職員(常勤)	臨時的任用職員	会計年度任用職員(一般・専門)	合計
R4.3.31 時点	0	2	0	0	1	2	5
R5.3.31 時点	0	2	0	1	0	2	5
R6.3.31 時点	0	2	0	1	0	2	5

エ 決算状況

(千円)

支出	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
政策費	0	0	0	1,077	1,525
総務管理費	4,624	1,834	410	698	420
農業総務費	102	0	29	165	31
食品・流通費	0	0	0	200	2,643
水産業費	50,399	49,803	46,513	43,267	48,992
合計	55,125	51,637	46,952	45,407	53,611

※職員給与費を除く。

オ 研究課題

養殖課	<ul style="list-style-type: none">・ニシキゴイ新品種の開発・ニシキゴイ品質向上技術開発・ニシキゴイ等養殖技術開発改良研究
資源課	<ul style="list-style-type: none">・サケマス回帰資源量把握調査・サクラマス資源量増大調査開発・内水面水産資源回復調査
病理環境課	<ul style="list-style-type: none">・CEV 対策技術開発試験・ニシキゴイ関連疾病対策試験
魚沼支場	<ul style="list-style-type: none">・ニジマス異種間交雑魚養殖試験・ニシキゴイ魚病対策技術開発

カ 研究成果情報（平成 25 年度～）

養殖課	<ul style="list-style-type: none">・市販ガス吸着剤と麻酔剤の併用による錦鯉輸送コストの削減（令和 3 年度）
資源課	<ul style="list-style-type: none">・アユ種苗の早期放流適期（令和 4 年度）・河川に適したコクチバス駆除方法の開発（平成 30 年度）

(10) 森林研究所



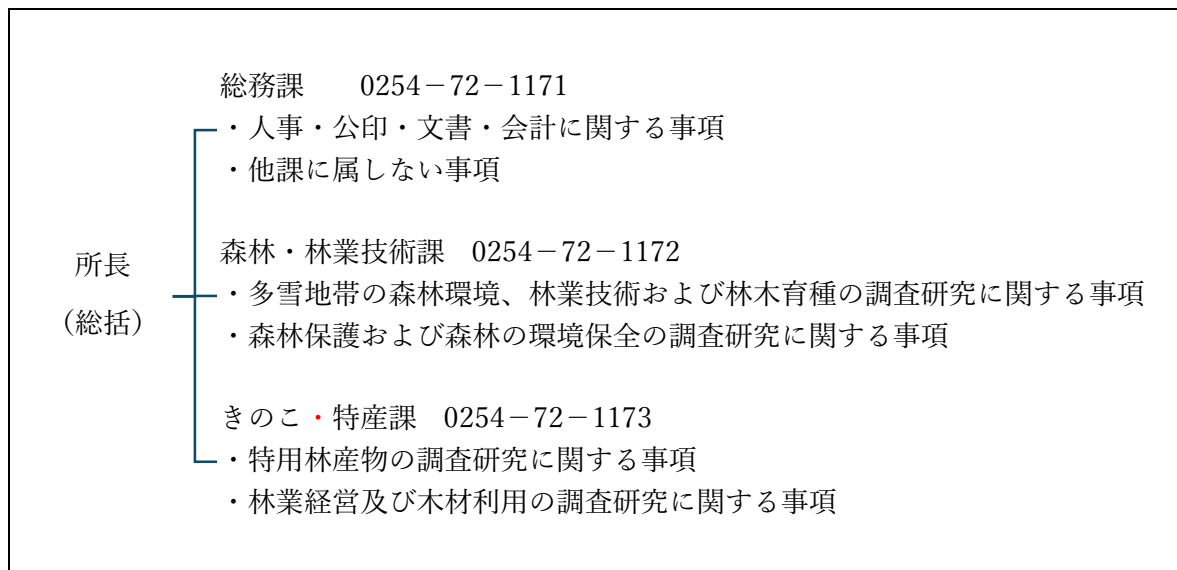
ア 事業所概要

所在地	〒958-0264 新潟県村上市鶴渡路 2249 番地 5
-----	-------------------------------

業務内容	<ul style="list-style-type: none">・ 試験研究の企画調整・ 多雪地帯の森林環境、林業技術及び林木育種の調査研究・ 森林保護及び森林の環境保全の調査研究・ 特用林産物の調査研究・ 林業経営及び木材利用の調査研究
------	---

敷地面積	10.02ha
主な建物	本館（築 53 年）、研修館（築 53 年）、機械研修棟（築 53 年）
研究所施設	分析器機室、計算製図室、共同実験室、クリーンルーム、バイテク実験室、滅菌室、気象室、図書室、天秤室、恒温器室、試料調整室、器材室、講堂、培養室、温室、試験苗畑等

イ 組織・沿革



昭和27年	新潟県林業試験場として岩船郡村上町（現村上市）に開設
昭和38年	総務課、研究第1課、研究第2課に組織変更
昭和41年	総務課、造林課、育種課、指導課に組織変更
昭和46年	岩船郡朝日村（現村上市）に移転 総務課、経営課、造林課、指導課に組織変更
昭和59年	総務課、経営課、造林課に組織変更
平成6年	総務課、造林保全課、特用林産課に組織変更
平成9年	新潟県森林研究所に改称 総務課、森林・林業技術課、きのこ・特産課に組織変更
平成12年	新潟分室を工業技術総合研究所内（新潟市）に設置（平成15年新潟分室廃止）

ウ 職員増減状況

	事務職員	技術職員	用員	再任用職員(常勤)	臨時的任用職員	会計年度任用職員(一般)	合計
R4.3.31 時点	1	12	1	3	0	3	20
R5.3.31 時点	1	11	1	2	2	3	20
R6.3.31 時点	1	11	0	3	1	3	19

エ 決算状況

(千円)

支出	H31 度	R2 度	R3 度	R4 度	R5 度
総務管理費	1,749	0	0	0	10
農業総務費	0	0	0	448	275
林業費	53,892	45,086	57,260	53,655	91,371
一般会計計	55,641	45,086	57,260	54,103	91,656
事業費	114	76	72	69	5
特別会計計	114	76	72	69	5
合計	55,755	45,162	57,332	54,172	91,661

※職員給与費を除く。

オ 研究課題

森林・林業技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブナ苗木の長期安定供給技術の確立 ・ ブナ林の収穫予想表の作成 ・ スギ人工林の長伐期収穫予想モデルの確立 ・ 海岸防災林における前生クロマツを活用した広葉樹林造成技術の確立 ・ 高齢化したコナラ林の確実な更新方法の検討
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ブナを活用した多雪地の造林技術の開発 ・新潟県内におけるニホンジカが林業に与える影響 ・松くい虫被害の駆除方法の効果向上（松くい虫被害木における駆除処理すべき径級の把握） ・無花粉スギ実生品種の開発 ・実生無花粉スギの効率的な種子生産技術の開発 ・新潟県産抵抗性クロマツ実生苗の抵抗性の検証 ・林木初のピラミッディング育種技術の高度化と実用化に向けた検証 ・大径材等 A 材丸太の新たな用途開発
きのこ・特産課	<ul style="list-style-type: none"> ・こだわりきのこの安定生産技術の開発 ・県産広葉樹材の用材利用の拡大に向けた仕分け基準の開発 ・県産材利用が地域経済に与える影響の評価手法の開発 ・きのこ育種に関する研究 ・廃菌床の新たな利用技術の開発 ・次世代苗木を用いた新たな循環型林業体系の確立

カ 研究成果情報（令和5年度）

<ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能に対する森林整備効果の検証指標としての種多様度の調査方法 ・新潟県におけるスギ細り表の作成 ・スギ植栽木の林齢4年の成長期終了時点の樹高推定式の作成 ・スギ丸太の強度等級を極積み状態で推定可能な選別基準の作成

Ⅲ 包括外部監査の結果

第1章 総論

1. 実施した監査手続

(1) 各試験研究機関への往査

以下の日程で試験研究機関の往査を実施した。往査時は、①研究に関する説明、②組織、職員配置・事務分掌等の説明、③金銭出納に関する説明を受けたうえで、④金庫、預金通帳、契約書・領収証等支出に関する書類の確認、⑤施設・備品の確認、⑥その他質疑応答を実施した。

月日	対象機関	往査者数
9月25日(水)	醸造試験場(新潟市中央区水道町2丁目5932-133)	4名
9月30日(月)	水産海洋研究所(新潟市西区五十嵐3の町13098番地8)	4名
10月10日(木)	農業総合研究所・農業総合研究所作物研究センター(長岡市長倉857)	3名
10月15日(火)	水産海洋研究所佐渡水産技術センター(佐渡市豊田2082)	4名
10月15日(火)	農業総合研究所佐渡農業技術センター(佐渡市中興甲351番地)	4名
10月17日(木)	工業技術総合研究所中越技術支援センター(長岡市新産4丁目1-14)	2名
10月18日(金)	森林研究所(村上市鶴渡路2249-5)	2名
10月22日(火)	工業技術総合研究所(新潟市中央区鑑西1-11-1)	3名
10月29日(火)	内水面水産試験場(長岡市大川原町2650)	2名

(2) 提出書類の精査

(3) 質問の提出等

第2章 監査の結果（総論）

試験研究機関の監査を実施して気づいた点としては、各機関に共通する問題点が多いこと、その解決・対応として予算措置が必要であったり、県としての規程整備が望ましいと考えられるものが多々あった。今回の監査全体を通じて、気付いた点を以下の通り整理した。

1. 職員体制、業務の省力化・効率化

- (1) 各試験研究機関において、職員体制、業務の省力化・効率化についての指摘・意見（以下、「指摘等」という。）は、7個あった（指摘5、意見1・11・13・26・33・38）。
- (2) 指摘等の内容や理由としては、職員数に対し業務量が大きく試験研究や日常業務に支障が出ていること、職員数の年代バランスが悪く、職員の高齢化が進み、技術の承継に不安があることというものであった。この指摘等は監査における着眼点（I第4章1項）の「㊥試験研究機関設立の目的を遂行するに必要な設備、人員等の環境は整っているか」に関するものである。
- (3) この問題のうち、人員の補充については各試験研究機関が単独で対応することは難しいことから、県が計画的に増員を検討していく必要がある。また、業務過多であることにより、本来的業務である試験研究以外の事務作業を担当することや、予定された試験研究ができなかったという事態への対応として、事務作業の省力化・効率化を図るべきであると考えられる。

2. 毒劇物の管理等

- (1) 各試験研究機関において、毒劇物の管理等についての指摘等が、14個あった（指摘1・2・3・4・6・8・11、意見2・7・8・19・27・30・34）。
- (2) 指摘等の内容や理由としては、毒劇物等は人体や環境に与える効果が大きいことに鑑みると、①試薬や毒劇物の管理に関して、試験研究機関には取扱要領が定められていないところがあること、②劇物等が保管されている部屋や棚の鍵の管理について十分でないこと

ろがあったこと、③使用期限切れの試薬・毒劇物が処分されないまま施設内に多数残置されていたことについて、いずれも不相当であることから指摘等をした。

これは監査における着眼点の「④収入・支出・契約事務・資産物品等の財産管理は法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか」に基づく指摘等である。

- (3) 以上の諸点のうち、取扱要領の整備については、各試験研究機関に作成、整備をすべて任せるのではなく、まずは県や所管部局で作成をし、そのうえで各試験研究機関がその実情に合わせた規程に直したうえで整備することが望ましいと考える。また、劇物等の保管された場所の鍵の取扱いについても、取扱要領で明記すべきである。

また、使用期限切れの毒劇物については、残置されていることで紛失や盗難の可能性があることから、計画的な処分を進めていくべきであるが、各試験研究機関からは予算上の問題が説明されていた。これについては、各試験研究機関のみでの対処は難しいことから、県が主導で計画的に処分を行うことが期待される。その場合には、試験研究機関全体でまとめた処分による処分費用の削減も検討すべきと考える。また、処分までは厳格に管理をしていくことが必要である。

3. 施設・備品の管理等

- (1) 各試験研究機関において、施設・備品の管理等についての指摘等が、11個あった（指摘10、意見3・20・21・22・23・24・28・32・40・41）。
- (2) 指摘等の内容や理由としては、建物等の構築物の老朽化に関しては、地震や台風等による危険性（職員、近隣住民を含む）、建物倒壊等により研究成果が失われ得るという危険性が指摘等されている。また、勤務する職員にとって十分な労働環境が確保されていないという点も指摘等されている。さらに、不用となった備品等が処分されないまま残置されていたと指摘等されている。これは監査における着眼点の「⑤試験研究機関設立の目的を遂行するのに必要な設備、人員等の環境は整っているか」に基づく指摘等であり、また、「④収入・支出・契約事務・資産物品等の財産管理は法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか」にも関わるものとする。

- (3) 以上の諸点については、機能保全計画を策定して計画的に修繕を進めていくこと、使用しない備品等の廃棄を計画的に行っていくべきと考える。

4. 競争的資金の取扱い

- (1) 各試験研究機関において、競争的資金の取扱いについての指摘等が、3個あった（指摘7・9、意見18）。

- (2) 指摘等の内容や理由としては、競争的資金の取扱いについて定める要領、ガイドライン等に規定されている内部監査の不実施等についてであった。

これは監査における着眼点の「④収入・支出・契約事務・資産物品等の財産管理は法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか」に関するものである。

- (3) この点については、各試験研究機関が競争的資金の要領等を今一度職員に周知した上で、内部監査を実施する必要がある。

5. 現金の取扱い

- (1) 生産物の払下げ時における現金の取扱いについての指摘等が、2個あった（意見25・36）。

- (2) 指摘等の内容や理由としては、生産物の売却の際に現金の授受を職員が単独で行うことによる不透明さや現金取得による紛失や不正の可能性等が理由として述べられている。

これは監査における着眼点の「④収入・支出・契約事務・資産物品等の財産管理は法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか」に基づく指摘等である。

- (3) この点に対して、生産物の売却時の金銭授受については可能な限り複数体制で行うべきであることやキャッシュレス化の導入などを検討すべきと考える。

6. 試験研究テーマごとの目標値、試験研究期間の設定

- (1) 各試験研究機関において、試験研究テーマごとの目標値、試験研究期間の設定についての指摘等が、7個あった（意見4・5・12・17・29・31・39）。

(2) 指摘等の内容や理由として、例えば「にいがた AFF リーディングプラン」では〈A F F 指標一覧と「新たな環境変化等」への対応〉において各分野の事業への目標値を設定しているが、それを具体化する各試験研究機関のテーマ設定には具体的な目標値が設定されていないものが多数ある。同様に、試験研究をいつからいつまで実施するのかという期間についても明確に定められていないものが多々ある。試験研究を適切に管理し、その達成状況について検証可能とするためには、個別の試験研究テーマを設け、可能な限り目標値や試験研究期間を具体的に設定すべきと考える。このことは、限りある予算の効率的な利用にもつながるものとする。

これは監査における着眼点の「④試験研究の目的設定が適切になされ、その達成状況・業績が適切に評価されているか」「⑦試験研究が、コスト管理や費用対効果を意識して実施されているか」に関するものとする。

(3) 試験研究の中には、継続的な調査が必要なものや、目標値や期間の設定になじまないものもあるかと思うが、例えば、外部資金による試験研究等では目標値や期間の設定を行って試験研究していることからすると、それ以外の試験研究であっても可能な限り、目標値や期間の設定をすべきと考える。

7. 試験研究テーマの設定

(1) 各試験研究機関において、試験研究テーマ自体の設定についての指摘等が、1個あった（意見6）。

(2) 指摘等の内容や理由としては、にいがた産業ビジョン等で設定された目標を実現するため、どのような試験や技術開発が必要であるかを議論し、そこから試験研究テーマを決めていくことを検討すべきで、そのための体制で試験研究テーマの選定をしていくべきである。これは監査における着眼点の「⑤試験研究の内容が、県民や産業界のニーズに合致し地域経済に貢献するものとなっているか」「⑧試験研究機関相互や部局横断的な連携がなされているか。」に関わる。

(3) この点については、試験研究テーマとなる題材をより広く募集することや、選考過程に

において、当該試験研究機関以外の部局や機関、団体等を委員として選任するなど、設定目標に向けた多様な意見を反映させるべきと考える。

8. その他

- (1) 以上に分類できないものとして、民間受託研究に関する指摘等 3 個（意見 14・15・16）、予算配分変更の際の基準の整備についての指摘等 1 個（意見 9）、共同研究事業における対象事業費の基準の整備についての指摘等 1 個（意見 10）、共同研究実施規程に関する県全体で統一的な要綱を検討すべきという指摘等 1 個（意見 35）、生産物の払下げの価格に関し、再度、参考見積を取るべきという指摘等 1 個（意見 37）があった。

第 3 章 監査の結果（各論）

1. 醸造試験場

- (1) 職員体制、業務の省力化・効率化への対応について（意見 1）

ア 結論

業務執行や計画された試験研究に支障が生じないように、職員の増員を含めた職員体制の見直し、業務の効率化・省力化などにより同試験場の実情に応じた対応を検討すべきである。

イ 内容

- (ア) 醸造試験場の職員の状況は前記のとおりである。
- (イ) 職員中、庶務担当職員は 1 名のみである。そのため、預金の取扱いなどの金銭の出納に関しては、ルール上資金前渡職員以外の者による金額のダブルチェックが必要とされているところ（出第 225 号 R5.8.22 「資金前渡に係る適正な会計事務処理の徹底について(通知)」）、庶務担当者が 1 名のみであることから、研究員が副任として出納事務の確認をする業務も行っている。研究員には試験研究業務に注力できるよう、同試験場の職員数を計画的に増やして一人当たりの業務量を減らす、もしくは業務の

効率化や省力化をしていくとともに、業務削減など、同試験場の実情に応じた対策を検討していくべきである。

(ウ) また、研究員の業務として、試験研究のほかに以下の事業報告記載の各業務を行っている。

《醸造試験場 令和5年度事業報告》

試験場報告会	R5.10.17 実施 参加 56 名
冬季臨場指導	78 場
貯蔵出荷管理指導（呑切）	35 場 1,153 点
技術相談（来場、電話等）	1,219 件（延べ 305 日）
醸造用水に関する指導	27 点（12 場）（指導項目数 387 件）
原料米に関する指導	255 点（指導項目数 2,146 件）
酒造組合等との連携事業等	
県酒造技術研究協議会	研究発表会 R5.7.25 参加 251 名 会議 2 回
技術員会	委員会会議 1 回
清酒研究会	出品酒審査会 秋季 229 点 春季 160 点
市販酒研究会	市販酒の酒質審査 3 会場 分析指導 2 日 計 150 点
GI 新潟審査	定例審査 4 回計 468 点 臨時審査 4 回計 10 点
全国出品対象指導会	41 場 86 点
各地区清酒研究会等	6 会場 256 点
産地呼称協会	総会、審査会 1 回 43 点
新潟清酒達人検定協会	総会及び運営協議会 1 回、検定委員会 5 回、 達人の集い 参加 103 名
さかすけ推進協議会	会議等 4 回、さかすけ作り方講習会 1 回
原料米対策委員会	委員会会議 1 回、酒米プロジェクトチーム会議 1 回

越淡麗栽培研究会 労農基準安全衛生委員会	14回（指導会等） 越淡麗一斉分析 178点 委員会会議 1回
新潟酒造技術研究会	総会 1回 92名 役員会等 6回 酒造技術講習会 参加 94名 越後流酒造技術選手権大会審査 1日間 延べ 181名 小千谷杜氏組合自醸清酒品評会 審査 延べ 59点 長岡杜氏会 計 144点（秋季 64、冬季 20、春季 60）
新潟清酒学校	在校生 3学年 28名 担当授業年間 147時間 会議等 5回（教務会 3回、講師打合せ会 2回）
新潟清酒研究会	総会（ハイブリッド開催） 69名、役員会 6回 定例会等 3回 137名（オンライン参加含む） 部会活動 2回 24名
日本酒学	新潟大学「日本酒学」講義 1回、会議等 2回 きき酒実習 1回、原料米分析 1回 日本酒学シンポジウム 1回、講義ビデオ撮影 1回 新潟大学大学院日本酒学コース研修 麴 4日間 新潟大学大学院日本酒学コース研修 醪 5日間
その他酒類審査	関東信越国税局酒類鑑評会一審 審査 384点 関東信越国税局酒類鑑評会二審 審査 205点 秋田県市販酒研究会 審査 44点 長野県清酒品評会審査会 審査 277点 山形県新酒鑑評会 審査 293点 群馬県醸衆会吟醸品質研究会 審査 97点
その他講演・講義等	関東信越国税局酒造講話会 オンライン 講話 飯田商事主催「同舟会」 講義 小畑酒造学校蔵酒造講習会 講義

	新潟大学農学部「新潟の農業」 講義 日本酒リーグフェスタ 講演 新潟県通訳案内士協会 講演
取材・見学等	取材対応 NHK 新潟放送局 1件、新潟日報 1件 JST 研究費関連 視察対応・会議等 4件 岡山大学 神崎浩教授 視察対応 1件 新潟大学サテライト実習 1件 JA 東海試験場施設見学 1件
主なその他の学会・会議・勉強会等	生物工学会2日間、日本醸造学会若手の会 発表3題 GFP グローバル産地づくり推進事業 説明会等 5回 伏見醸友会研究発表会 全国酒米研究会及び酒米懇談会 全国酒造技術指導機関合同会議 関東信越国税局酒類鑑評会 表彰式 技術研究会 新潟大学 食と農のスペシャリスト養成プログラム 新潟県どぶろく博覧会1回、どぶろく研究会研修会2回 全国食品関係試験研究場所長会総会

同試験場は事務職員を除く人員が6名であるところ、試験研究以外の上記業務をこの人員で対応していることになる。上記業務は各件数だけ見ても相当数あることから、研究員1人あたりの担当件数もかなり多く、業務過多といえる。また、これら業務への対応により、その分、試験研究にかかる時間が少なくなるといえる。

加えて、同試験場でのヒアリングでも研究員の高齢化が進んでおり、技術を伝承していく職員が少ないとのことであった。

以上のことから、同試験場の職員数を計画的に増やしていく、もしくは業務の効率化や省力化をしていくとともに、業務削減（本当に全ての協力依頼や相談等に対応す

る必要があるのか、醸造試験場として特に注力すべき業務は何なのか) など、同試験場の実情に応じた対策を検討していくべきである。

(2) 毒劇物の管理に関する要領等の策定について (意見 2)

ア 結論

毒劇物の取扱いに関する要領・ガイドライン等を作成すべきである。

イ 内容

醸造試験場では、毒劇物等に関し、使用管理簿への記入はしているが、取扱要領やガイドラインはないとのことであった。

毒劇物については、急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いため、保健衛生上の見地から毒物及び劇物取締法で規制されている。毒劇物の適切な取扱いを徹底させるために毒物劇物等危害防止規程の作成をすべきであると考える。

(3) 毒劇物の管理状況の改善について (指摘 1)

ア 結論

毒劇物の保管されている棚の鍵の管理方法を含めた毒劇物の管理について改善すべきである。

イ 内容

(ア) 同試験場では、毒劇物の保管されている棚のある部屋は施錠されておらず、棚の鍵は研究室で保管されているとのことであった。また、劇物等使用管理簿については、研究員が毒劇物等を使用する都度、各自で記入するものであるとのことであった。

(イ) しかし、研究室に出入りできる者であれば毒劇物が保管されている棚の鍵を持ち出すことができることから、他の者からの監視・確認を受けることなく、毒劇物に容易に接触できる状況にある。また、上記のとおり他者の監視・確認を受けることなく毒劇物への接触が可能である以上、劇物等使用管理簿があったとしてもそれにより使

用状況が全て管理できる状況にはないことになる。なお、監査実施時には試薬棚の鍵を保管している戸棚の施錠はされていなかった。

- (ウ) 研究室には研究員が常駐していることや、退庁時には試薬棚は施錠されることから、外部からの侵入に対する毒劇物等への接触はある程度防ぐことができると考えるが、現に、民間企業の研究機関において内部者で無断持ち出しが犯罪行為に利用されたケースもあり、そのような問題が起こった場合、研究機関、ひいては県民の信頼を大きく損なうこととなる。したがって、人体に影響を及ぼすような毒劇物については、より厳格で安全な取扱手続きを求めることが必要と考える。

少なくとも毒劇物の棚の鍵は一人で自由に持ち出せることのないように、鍵を使用する際に確認を行う管理者を定める、誰がいつ鍵を使用したのか、遡って確認できるような鍵の使用簿を作成する等の対応で鍵の管理方法を改善する必要がある。また、今回の監査実施時のような、試薬棚は施錠していてもその棚の鍵を保管している戸棚の施錠がされていなかったという状況が今後無いよう、研究員による施錠の徹底をすべきであり、運用の改善を求める。

(4) 不用物品の処分について（意見3）

ア 結論

不用となった物品について計画的に処分をすべきである。

イ 内容

不用となった機器等の物品については、新潟県物品会計規則の規定に従い、処分を進めていくべきである。この点、醸造試験場の監査実施時にも、不用になった機器等がそのまま置かれている状況が散見されたが、処分ができない理由として、処分を行う事務職員の不足や、処分費（予算）の不足によるとの説明があった。

そのため、県に対しては、これら不用物品の処分のための予算措置を講じ、計画的に処分がなされるよう求める。

(5) 成果目標の設定について（意見 4）

ア 結論

試験研究テーマを選定する際、試験研究結果やそれによる効果について、具体的な数値目標の設定を検討すべきである。

イ 内容

(ア) 醸造試験場の業務目標として「新潟県産清酒の振興」が掲げられており、県内酒造業という地域産業への貢献が同試験場の設立目的としてある。試験研究テーマの選定においても、地域産業に貢献するものであるか否かの視点は重要であり、また実施された試験研究を事後的に検証するにあたり、その試験研究結果が地域産業にどのように貢献したのか否かも重要と考える。

そうすると、試験研究テーマを選定するにあたり、その試験・研究によりどのような効果を求めるのか具体的な数値目標を定めるべきである。

(イ) 今回の監査において、同試験場からは「開発した酵母や原料米の普及率の数値目標を設定したり、普及率実績を翌期以降の研究テーマ選定に反映することはしていない」との回答があったが、上記のとおり同試験場の設立目的として地域産業への貢献というものがある以上、より多くのニーズがありそれが県内酒造業に貢献するような試験研究テーマが選定されるべきである。そして、そのような地域産業への貢献を検証するためには、その試験研究の結果によりどのような効果を期待するのかの具体的な数値目標を設定し、実際にどのように普及したのかの調査が必要であると考えられる。

(6) 事業の期間の長期化について（意見 5）

ア 結論

研究テーマについては個別具体的に設定のうえ、それぞれ期間設定をするべきである。

イ 内容

(ア) 試験研究テーマとその研究期間について確認したところ、以下のとおりであった。

研究の種類、事業名	研究目的	研究期間
新潟清酒活性化開発事業	「越淡麗」を生かした醸造技術の向上	H17～
新潟清酒活性化開発事業	海外進出に対応した安全性の高い「尿素非生産性酵母」の普及	H17～
新潟清酒活性化開発事業	乳酸菌酵母酒粕食品「さかすけ」関連商品の開発と市場開拓	H17～
清酒もろみ中の菌叢解析事業	新潟清酒の香味や機能上の向上	H22～
研究開発事業	試験場酵母の改良や新規取得	H22～
研究開発事業	自然界や酒蔵からの酵母分離	R4～
研究開発事業	吟醸酒の酒質向上	H17～
創造的研究推進費（外部資金）	特徴的な香りを有する清酒の開発	R4-R5
JST（外部資金）	地域由来微生物資源を活用した醸造用酵母の開発とその実用化	R4-R5

このように、外部資金による2研究以外は、試験研究期間の終期が定められていない状況にある。また、ほとんどの試験研究が、開始から監査時まで13～19年間継続されている状況にある。

(イ) この点、同試験場のヒアリングでは「課題を見つけながら毎年毎年研究を継続している（特に米の使い方）」「研究期間の終期というものはない」とのことであった。

しかし、試験研究の成果を検証するためには、研究目標を個別具体的に設定するとともに、その試験研究期間の始期と終期を具体的に設定することで、当該期間内に研究目標である結果が得られたかやその効果を検証できるものとする。実際に、外部

資金による試験研究では始期と終期を設定して行っている以上、十分可能であると考ええる。また、このように具体的な目標設定や期間設定をすることが、限りある予算を有効に使うことにつながると考える。

(7) 研究テーマ選定について（意見 6）

ア 結論

研究テーマの選定において県の政策の観点を踏まえるべきである。

イ 内容

(ア) 醸造試験場では、「開発した原料米や酵母などの特性を生かした醸造技術を継続しての研究」「技術指導等を行う中で、業界の喫緊課題から選定した研究テーマ」との観点から研究テーマを選定しているとのことである。

(イ) この観点自体は、同試験場の業務目的に沿うものであり引き続き維持すべきものとするが、さらに新潟県としては、「にいがた産業ビジョン」において、「新潟清酒の振興・新たな酒文化の創造」を掲げていることから、研究テーマの選定にはこの観点も考慮すべきである。より産業振興を目的として、市場のニーズに応えるようなものを作り出すものであるか否かという観点からも考えていくべきである。

また、そのため、醸造試験場運営協議会とは別に、同試験場の研究テーマ選定に関してさらに多様な意見を取り入れるための場を設けるべきと考える。酒そのものだけでなく食事やさらに観光といった分野・業界関係者からの意見聴取も検討されるべきである。

2. 工業技術総合研究所

(1) 毒劇物の管理規程について（意見7）

ア 結論

毒劇物の管理規程については、工業技術総合研究所として明確な規程を定めるべきである。

イ 内容

工業技術総合研究所としての毒劇物の管理規程については、「下越技術支援センター業務の手引き」の薬品管理および管理事項の規程に従って実施しているとのことであった。

しかし、工業技術総合研究所と工業技術総合研究所下越技術支援センターは同敷地内ではあるものの両者は別組織であり、上記手引きはあくまで工業技術総合研究所下越技術支援センターの業務の手引きである。工業技術総合研究所独自に毒劇物を管理しているのであれば、同研究所独自の管理規程を作成するべきである。また、上位機関といえる工業技術研究所が、下位機関の規程に規律されるということも相当といえない。

以上のことから、少なくとも「下越技術支援センター業務の手引き」に沿った扱いとする旨を工業技術総合研究所の管理規程等に定めるなど、同研究所独自の規程を設けるべきである。

(2) 毒劇物の管理について（指摘2）

ア 結論

毒劇物の使用量管理を適切に実施し、棚卸をした際は、棚卸在庫数と管理簿の理論在庫数との整合性を確認すべきである。

イ 内容

工業技術総合研究所としての毒劇物の管理規程については「下越技術支援センター業務の手引き」に薬品管理および管理事項を定めているとのことであり、同手引きに従い、毒物の管理簿については使用の都度、使用前重量、使用量、使用者を記録し、確

認を行っているとのことであった。管理簿の記載によって日常的な在庫数（理論在庫数）を把握できているものの、棚卸を行った際の実際在庫数（棚卸在庫数）と理論在庫数との整合性確認が行われていないとのことであった。

棚卸を実施した際は棚卸在庫数と理論在庫数との整合性確認は必須であり、それを行わなければ棚卸を行う意味が大きく減少してしまうため、棚卸の都度、棚卸在庫数と理論在庫数との整合性確認を行うべきである。

なお、薬物の自然気化等により正確に数量が整合するとは限らないが、そういった場合には、整合しなかった要因が気化等によるものなのか、もしくは別の要因（管理簿の記載不備その他の原因）によるものなのか、その原因を調査し把握しておくのが望ましい。

(3) 不用な毒劇物の処分について（意見 8）

ア 結論

使用期限が切れており長期間処分されていない毒劇物は、速やかに適切に処分を進めるべきである。

イ 内容

建物内に、使用期限が切れているが長期間処分されていない毒劇物が多数見受けられた。毒劇物は危険性の高いものであるため、使用期限が切れ今後の使用見込みがないのであれば速やかに処分を進めることが望ましい。処分に関する管理規程を定める等して、計画的に処分が行われるような仕組みを作るべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をすることなども検討すべきである。

(4) 産学官共創ものづくり推進事業の予算配分の変更について（意見 9）

ア 結論

予算配分の変更の際は、その過程の透明性が図られるべきである。

イ 内容

「産学官共創ものづくり推進事業の実施課題募集について（案内）」には、各事業の予算規模が～円程度と記載されているところ、「産学官共創ものづくり推進事業 審査結果について」に記載されている採択テーマの予算額において、それを超える予算額となっていた。募集案内において設定していた予算額を超えた経緯についての産学官共創ものづくり推進事業提案審査会の議事録を閲覧したが、当初想定 of テーマ件数よりも採択テーマの件数が少なかったため予算が余っており、かつ大きなテーマがあるため、という理由で増額決定が行われていた。そもそも募集案内には予算配分の変更については明示されておらず、どのような基準で変更がなされるのか基準が明確ではない。また、「産学官共創ものづくり推進事業 提案審査会」におけるテーマごとの合計点数の順位と、予算の変更幅とが整合しておらず、客観的な基準での予算変更がなされていないように見える。この点から、予算の変更手続について不透明であるといえる。予算配分の変更を図ること自体は問題とは思わないが、その準備や過程における透明性は求められるべきである。以上のことから、募集案内や実施要項に予算配分の変更があり、当初の予算規模を超える可能性があることを明示するとともに、予算配分を変更する場合の基準や手続、変更時の金額の基準等を定めておくべきである。

(5) 共同研究事業における対象事業費について（意見 10）

ア 結論

共同研究事業における対象・対象外事業費を明確にするべきである。

イ 内容

共同研究事業における事業費について、当初事業費に含まれていた量産用の金型製作費用が、その後に対象外とされ事業費から除かれていた。量産用の費用は研究事業費としない結論は相当であるとしても、それが対象外となる旨の記載がある資料はなく、慣例的に対象外とされているとのことであった。こういった費用が対象・対象外となるの

かについて慣例により対応すべきではなく、誰が見ても正確に判断できるよう予測可能性の観点から、対外的な資料に明確に記載しておくべきである。

(6) 職員体制、業務の省力化・効率化について（意見 11）

ア 結論

今後の状況に応じ、職員体制、業務効率化、業務見直しなどにより業務量を踏まえた対応を検討するべきである。

イ 内容

工業技術総合研究所全体としての職員数及び主な技術支援業務件数の推移は下記の表のとおりである。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人員数	79人	78人	76人
受託研究	77件	86件	76件
依頼試験	3,175件	2,943件	2,895件
機械器具貸付	3,003件	2,648件	2,995件
技術相談（企業訪問）	579件	616件	886件
技術相談（所内）	5,134件	4,200件	4,313件

職員数は年々減少傾向であるのに対し、技術相談のうち、特に企業訪問件数は令和3年度から令和5年度にかけて年々大きく増加している。技術相談のうち、所内件数は令和3年度が多く、コロナ禍の令和4年度に一時減少をしたが翌令和5年度には増加しており、全体として工業技術総合研究所に対する需要が減少していないことが分かる。また、工業技術総合研究所全体の令和5年度における主な研究開発業務は下記の表のとおりである。

事業名	研究テーマ名	研究目的
DX 推進技術活用支援事業	DX 推進技術活用支援事業	県内産業の DX 推進のため、AI・IoT 等のデジタル化に向けた取り組みを支援し、デジタル社会に対応したビジネスモデルへの転換や新たなビジネスの創出を推進する。
成長産業分野振興事業	難削材加工技術の開発	航空機用難削材加工技術に関する基礎研究を実施し、県内企業への技術移転を図る。
共同研究事業	DED 方式の三次元積層造形機による異種材料接合技術を用いたステムの開発	高強度な CoCr 合金と生体適合性の高い Ti 合金の異種材料接合技術を用いて造形した医療用インプラント（高機能ハイブリッドステム）について、製品化を実現するための造形関連技術の開発を目的とする。
	その他 6 件	
受託研究事業	3D センシング普及促進の一翼を担うマイクロ部品を実現する革新的転写技術の開発	3D センサーに使用される回折光学素子(DOE)転写面型を開発する。
	その他 3 件	
実用研究事業	ディープラーニングを用いた不具合解析手法の検討～電圧変動試験への時系列予測の適用～	性能劣化の実態に合わせた電圧変動試験波形の生成方法の検討を目的に、ディープラーニングを用いて時系列データとして予測することを試みた。
	その他 6 件	

産学官共創もの づくり推進事業	金属堆積造形によるチタン合金の改質技術に関する調査研究	金属 AM (Additive Manufacturing) の一方式である指向性エネルギー堆積 (DED) 方式金属堆積造形では局部的に合金化・複合化を図ることにより、材料特性を変化させたり、傾斜組成構造を持たせたりすることが可能となる。本研究では、Ti 合金の耐摩耗性の向上を課題として取り上げ、研究動向の把握と合金化層の造形並びに特性評価に係る知見の蓄積を目的とした。
	その他 4 件	
課題探索事業	燃焼反応シミュレーション等燃焼工学の利用による産業のカーボンニュートラル化に関する調査研究	燃焼シミュレーションおよび燃焼モデリング等の燃焼工学的手法を利用して燃料が燃焼するときの燃焼条件によるカーボンニュートラル化の可能性を評価するために、調査研究を実施した。調査研究の結果は学術誌”ACS Energy Letters”に投稿した。
	その他 10 件	

上記の通り、研究開発事業も多数あり、それぞれに時間と人手がかかるものである。また、基本的に企業からの協力依頼や相談等があった場合には必ず何らかの形で対応する方針をとっているとのことから、協力依頼や相談等が増えるもしくは横ばいであっても、減少している人員でその全てに対応しなければならないのが現状の体制である。今後もこの傾向が続くと、職員一人あたりの業務負担は増すばかりであり、将来的には業務過多への対応を迫られる可能性が高い。

以上のことから、今後の状況に応じ、職員体制の見直し、もしくは業務の効率化や省力化をしていくとともに、業務削減（本当に全ての協力依頼や相談等に対応する必要があるのか、工業技術総合研究所として特に注力すべき業務は何なのか）を検討していく

べきである。

(7) 工業技術年報の研究テーマの記載について（意見 12）

ア 結論

工業技術年報に記載する研究テーマについては、研究の実態を踏まえて、年度ごとに設定している個別テーマを記載することが望ましい。

イ 内容

研究テーマの中には、以下のとおり、期間が長いものがある。

研究の種類、事業名	研究目的	研究期間
難削材加工技術の開発	航空機用難削材加工技術に関する基礎研究を実施し、県内企業への技術移転を図る。	R1～

研究所では「難削材加工技術の開発」を中長期的に取り組む主要テーマに設定しており、毎年度発行している工業技術年報においては、主要テーマのみが記載されているとのことである。同研究所によれば、実際の研究においては、技術動向や企業ニーズ等を踏まえ、毎年度、異なる個別テーマを設定し、管理しているとのことであった。

しかし、現状の工業技術年報の記載では、同一テーマを長期間、継続していると誤認されるおそれがあるため、毎年度、個別テーマを変更・更新し、管理していることが明確に伝わるよう、個別テーマを記載すべきと考える。

3. 工業技術総合研究所中越技術支援センター

(1) 毒劇物の管理について（指摘3）

ア 結論

毒劇物の鍵の管理が不十分であり、管理方法を改善すべきである。

イ 内容

工業技術総合研究所中越技術支援センターに往査した際、毒劇物の棚には鍵がかかっていたものの、その鍵自体が棚の横のドア部に掛けてあり、自由に毒劇物の棚の鍵に接触できる状態にあった。また、職員在室時以外は毒劇物の棚のある部屋自体を施錠することとされていたが、その部屋の鍵は鍵ボックスで管理されており、その鍵ボックス自体が施錠されておらず、職員であれば誰でも容易に鍵を使用できる状態である。現状では、棚に施錠はされているが悪意を持った職員であれば容易に毒劇物を持ち出せる環境である。

毒劇物については部外者のみならず、担当職員等も含めた関係者であっても一人で自由に持ち出せることのないように管理しておくべきものであり、少なくとも毒劇物の棚の鍵は一人で自由に持ち出せることのないように、鍵を使用する際に確認を行う管理者を定める、誰がいつ鍵を使用したのか、遡って確認できるような鍵の使用簿を作成する等の対応で鍵の管理方法を改善する必要がある。

(2) 硝酸ウラニルの管理について（指摘4）

ア 結論

硝酸ウラニル¹の管理体制が不十分であり、早急に改善する必要がある。

イ 内容

工業技術総合研究所中越技術支援センターでは、使用見込みのない硝酸ウラニルが保管してあるが、同薬物については、廃棄業者がいがないため、廃棄できずに長期間保管さ

¹人に対する重金属一般の毒性を有し、また放射線を発する物質。消防法、放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律等の規制を受ける。

れたままの状態が続いている。硝酸ウラニルの保管についても上記「(1)」同様に棚に鍵がかかっているものの、その鍵自体が横のドア部に掛けてあり、自由に棚の鍵を開けられる状態である。硝酸ウラニルは核兵器の原料となる可能性がある化合物であるため、国際規制物資となっており、その管理には非常に強い注意が必要である。上記「(1)」同様に、現状においては職員であれば実質誰でも自由に持ち出せる状況にあり、管理体制としては不十分である。

これについては、例えば必ず複数人の承認を受けた上でないと鍵が開けられないような体制を構築する、基本的に職員はその鍵を開けられないような管理方法とする等の体制の構築が急務であり、どのような状況であっても職員一人で持ち出すことのできる可能性を排除すべきである。

4. 農業総合研究所

(1) 研究の実施体制について（指摘 5）

ア 結論

小規模な試験研究であっても、複数体制での実施や引継体制を整備するなど、不測の事態に対応できるようにした上で実施すべきである。

イ 内容

研究テーマ「有機栽培の拡大に向けた販売戦略・営農条件の解明」については、担当者の体調不良（休職）により、研究が中止されており、研究成果が獲得できていない。

この点について、農業総合研究所の説明によれば、肥料や農薬の委託試験等、一部の小規模試験については、他の試験研究と異なり主任・副任の複数体制を取らず、研究員1名での試験研究を実施しているとのことであった。しかしながら、小規模試験であっても、研究テーマとして選定され、当該事業に対して予算を付与した上で業務として行う以上は、担当者が1名欠けたことによって研究自体が中止になってしまうという事態は避ける必要がある（なお、上記の中止された研究テーマについては、事業費として340千円が計上されている。）。不測の事態により担当者が欠けることは、今後も起こり得ることであるから、規模の大小に関わらず、複数体制で行うか、あるいは、引継体制を整備するなど、不測の事態に対応できるようにした上で、実施すべきである。

(2) 研究所の研究の充実にに向けた体制整備について（意見 13）

ア 結論

研究に支障を生じないために適切な業務執行体制を検討すべきである。

イ 内容

上記（1）の指摘事項とも関連するが、農業総合研究所における試験研究に当たっては、顕著な人員不足とまでは言えないものの、すべての課題に複数体制を確保はできていないものと思料される。農業総合研究所からのヒアリング調査においても、人員が増えれば、より充実した研究が実施できる旨の回答がなされている。特に、研究所の中核を

なすべき30～40代の職員が少ないことは、研究技術の継承を図る上でも課題であり、年代のバランスを含めて、研究所としての機能・役割を果たすためにも、業務の省力化・効率化を含め適切な業務執行体制を検討すべきと考える。

(3) 受託研究申込書の修正について（意見14）

ア 結論

「新潟県農業総合研究所受託研究実施要綱」で規定された委託者の要件と適合するように、「受託研究申込書」の内容を改訂すべきである。

イ 内容

「新潟県農業総合研究所受託研究実施要綱」によれば、下記のとおり、「受託研究を委託できる者」は、原則として、県内農業者・県内企業等とされており（同要綱第2条1項）、例外的に、県内農業者・県内企業者以外の者（以下、「県外農業者・県外企業者」という）であっても、①受託研究の成果が、県内の農業及び食品産業の振興に、特に有益な研究課題を委託する者、②受託研究の成果が、県内の農業及び食品産業において利用が可能であることを保証できることの要件を満たせば、「受託研究を委託できる者」に該当するとされている（同条2項）。

新潟県農業総合研究所受託研究実施要綱（抜粋）

（委託できる者）

第2条 受託研究を委託できる者は、受託研究の成果が、県内の農業及び食品産業の振興に寄与する研究課題を委託する者であって、以下に定める者とする。

（1）県内に居住する農業者（以下「県内農業者」という。）及び県内農業者が組織する団体。

（2）県内に主たる事務所がある企業（以下「県内企業」という。）及び県内企業で組織する団体。

2 上記以外で、特に有益と認められる者であって、以下の条件をみたす者。

- | |
|---|
| <p>(1) 受託研究の成果が、県内の農業及び食品産業の振興に、特に有益な研究課題を委託する者。</p> <p>(2) 受託研究の成果が、県内の農業及び食品産業において利用が可能であることを保証できること。</p> |
|---|

農業総合研究所の説明によれば、県内農業者・県内企業者に該当するか否かは、受託研究の申込みの際に提出される「受託研究申込書」（別紙【資料1】参照）の申込者の住所・氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）欄の記載内容により判断しているとのことである。

もっとも、上記のとおり、申込者が県外農業者・県外企業者である場合には、要綱第2条2項の要件が加重されることになるが、上記申込書においては、「研究課題」・「研究目的」・「研究内容」等の記載欄はあるものの、当該研究が県内の農業及び食品産業の振興に「特に有益な」研究課題であることと、県内の農業及び食品産業において利用可能であることの「保証」を記入する項目はない。民間受託研究の採否は、一次的には申込書の記載内容に基づいて審査するのであるから、申込書の記載項目は、要綱で規定された委託者の要件と適合させて、申込者に記入してもらうのが望ましい。具体的には、申込者が県外農業者・県外企業者の場合には、予定している研究が①県内の農業及び食品産業の振興に「特に有益な」研究課題であること、②県内の農業及び食品産業において利用可能であることが「保証」できることを記載する欄を申込書に設けるべきと考える。

(4) 民間受託研究の審査方法について（意見 15）

ア 結論

民間受託研究の採否の審査に当たっては、委託者が県内農業者・県内企業者である場合とそうでない場合との要件の差異を考慮し、審査評点を設けての審査を行うべきである。

イ 内容

民間受託研究の採否に当たっては、上記のとおり、県外農業者・県外企業者からの申込みである場合には、「特に有益な」研究課題であること等が要件として加重されている。また、要綱第4条においては、下記のとおり、受託の基準として、「本県農業および食品産業の振興に寄与するもの」であることが掲げられているところ、委託者が県外農業者・県外企業者である場合には、当該要件は、委託者が県内農業者・県内企業者である場合に比べて、より厳格・慎重に判断するのが相当と考えられる。

新潟県農業総合研究所受託研究実施要綱（抜粋）

（受託の基準）

第4条 本県農業および食品産業の振興に寄与するもので、次の各号に該当するもの。

- （1）農林水産関係試験研究推進構想に合致するもの。
- （2）農業総合研究所の研究推進に支障をきたさないもの。
- （3）農業総合研究所の研究開発と関連して実施することが効果的であるもの。
- （4）農業総合研究所の施設または機器、若しくはその職員の有する専門技術が特に必要であるもの。
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に必要又は有益であると認められるもの。

農業総合研究所においては、令和5年度に24件の民間受託研究が実施されているが、そのうち、委託者が県外農業者・県外企業者のケースは13件（54%）であり、過半数を超えている。

民間受託研究の採否は、審査会において、「受託研究申込書」（別紙【資料1】参照）及び受託部署がその内容を調査し作成した「受託研究調書」（別紙【資料2】参照）を精査した上で決定されるが、各審査委員は、「適」または「否」を判断するのみで、審査評点を設けての審査は実施されていない。このような審査方法では、特に委託者が県

外農業者・県外企業者である場合に、どのような観点で、当該研究が「特に有益」であると判断したのか、具体的な審査の過程が必ずしも明瞭ではないといえる。

本来は例外的であるはずの県外農業者・県外企業者が委託者であるケースが過半数を超えている状況からしても、民間受託研究の採否に当たっては、委託者が県内農業者・県内企業者である場合とそうでない場合との要件の差異を考慮し、大まかであっても、具体的な審査項目を設け、審査評点を付すことによって決定する方式が望ましいと考える。

(5) 民間受託研究における追跡調査の実施について（意見 16）

ア 結論

民間受託研究においては、特に委託者が県外農業者・県外企業者である場合には、研究成果が県内の農業及び食品産業において利用されているか、アンケート調査等による追跡調査を行うべきである。

イ 内容

上記のとおり、「新潟県農業総合研究所受託研究実施要綱」によれば、委託者が県外農業者・県外企業者である場合には、「受託研究の成果が、県内の農業及び食品産業において利用が可能であることを保証」できなければならないとされている（要綱第2条2項2号）。

この点について、農業総合研究所においては、受託研究の成果の取扱い及びその応用・展開等はすべて委託者（企業等）の裁量によるものであることを理由に、研究成果の普及・活用についての追跡調査は行われていない。

しかしながら、研究成果が県内の農業や食品産業において利用可能であることを「保証」できることが要件とされている以上、実際に、県内の農業や食品産業において利用可能な状況になっているかどうかの検証は重要である。上記のとおり、県外農業者・県外企業者が委託者であるケースが過半数を超えている状況も考慮し、事後のアンケート

調査等の方法によって追跡調査を行い、「保証」が履行されていることを検証するべき
と考える。

(6) カーボンゼロ実現に向けた農業技術開発事業について（意見 17）

ア 結論

研究成果の目標数値を設定すべきである。

イ 内容

にいがたA F Fリーディングプランにおいては、「担い手が将来展望を持って経営で
きる農業の展開」を実現するため、「持続可能な農業の実践と安全・安心な農林水産物
の提供」が重点課題として設定され、その施策の一つとして、カーボンニュートラルの
実現が掲げられている。そして、カーボンニュートラルの実現に向けた目標として、温
室効果ガス削減生産方式取組面積を、令和3年度（現状）の2, 831haから、令和
6年度には3, 262ha（現状比15%増加）にすることが掲げられている。上記課
題の解決のため、農業総合研究所においては、「カーボンゼロ実現に向けた農業技術開
発事業」が重点研究とされている。

もともと、当該研究においては、数値としての成果目標が設定されておらず、研究成
果の普及に向けた取組・展開についても、「新潟県地中熱利用研究会と連携し、地中熱
ヒートポンプの有効活用を検討中」とされている。そのため、「にいがたA F Fリーデ
ィングプラン」で掲げられた温室効果ガス削減生産方式取組面積の15%増加という目
標に対して、当該研究の成果がどの程度貢献するものであるかの検証が困難と考えられ
る。当該研究は、農業総合研究所における当年度の重点研究テーマであり、予算額が大
きい（事業費13, 112千円）ことから、数値化された成果目標（例えば、CO2
排出量の削減率の目標や研究成果の普及率の目標）を設定することが望ましいと考
える。

(7) 競争的研究費の光熱水費への充当について（意見 18）

ア 結論

競争的研究費の一部を間接経費として施設の維持管理費（光熱水費）に充当する場合は、使途の透明性を担保した上で計画的に行うべきである。

イ 内容

農業総合研究所からのヒアリング調査によれば、施設の維持管理費（光熱水費）の不足分について、競争的研究費の一部を間接経費として補填したとのことであった。また、補填した光熱水費について、当該競争的研究費の対象となる研究実施のための光熱水費との関連付け・紐付けは行っていないとのことであった。

この点、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」からすれば、競争的研究費の一部を間接経費として施設の維持管理費（光熱水費）に充てること自体は、許容されると解される。

もっとも、上記共通指針によれば、「間接経費」は、「競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費」と定義され、その使途については、「競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する」とされている。また、間接経費は、被配分機関において作成が求められる間接経費の使用に関する方針等に則り、「計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること」が求められている。これらからすれば、競争的研究費の一部を光熱水費に充当することが許容されるとしても、本来は、助成対象となる研究のために使用した光熱水費に充当することが望ましく、間接経費として支出した光熱水費と助成対象となる研究との間の関連付け・紐付け（算出根拠）をすることが望ましいと考える。その関連付け・紐付けを行わずに、競争的研究費の一部を施設の維持管理費（光熱水費）に使用するとすると、当該研究費が助成対象である研究のために使用されたのか、それとも、それ以外の研究のために使用されたのかの判別が困難であり、使途の透明性が担保できないと考える。

また、使途の透明性の担保にも関連するが、予め競争的資金に一定割合を乗じて、間接経費とするという運用は、間接経費の計画的な執行とは言えないと考える。競争的研究費の一部を間接経費として施設の維持管理費（光熱水費）に充当する場合は、使途の透明性を担保した上で計画的に行うべきである。

(8) 不用薬品の処分について（意見 19）

ア 結論

不用な薬品は、取扱要領に従って、できる限り個別に速やかに処分すべきである。

イ 内容

ヒアリング調査において、農薬の保管庫に使用期限切れの不用な薬品が相当数残置されている状況が見受けられた。この点、「新潟県農業総合研究所農薬・試薬等の取扱要領」においては、「不用農薬・試薬等は、使用する農薬・試薬等と区分して保管し、できる限り速やかに処分するものとする」と規定されている（新潟県農業総合研究所農薬・試薬等の取扱要領 12 条 2 項）。処分費用の問題もあると思われるが、不用な薬品を長期間放置しておくことにより、必然的に盗難や誤使用等のリスクも増加することになるから、当該薬品が不用となった時点で、できる限り個別に速やかに処分すべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をするなども検討すべきである。

(9) 駐車場の整備について（意見 20）

ア 結論

研究所の敷地内の駐車場の整備を行うべきである。

イ 内容

ヒアリング調査において、農業総合研究所の敷地内の通路上に車両が所狭しと駐車されていた。研究所の入口付近など、本来駐車が予定されていないと思われるスペースにも車両が駐車されており、施設内事故の発生や、災害時の車両の往来の点などの防災上

の問題が懸念される。また、農業総合研究所には、外部からの来訪者も多いであろうから、公的研究機関として相応しい外観・体裁を保つことも相当と考える。駐車スペースの不足や費用の問題もあると思われるが、駐車区画をきちんと整備した上で、整然と車両を駐車させるべきである。

(10) 防犯カメラの設置について（意見 21）

ア 結論

施設内に防犯カメラの設置を検討すべきである。

イ 内容

農業総合研究所については、機械警備（セコム）は設置されているが、防犯カメラは設置されていない（なお、農業総合研究所の他の施設についても、防犯カメラは設置されていない。）。

同研究所の敷地内には、日中であっても部外者が容易に出入りできる常況であり、農機具や農業機械等の高額な物品が置かれている倉庫内にも、侵入が可能であるから、機械警備（セコム）だけでは十分な防犯機能は果たせないと考えられる。費用の問題もあると思われるが、少なくとも、農機具や農業機械等が存在する倉庫については、防犯カメラの設置を検討すべきと考える（例えば、ダミーの防犯カメラであっても、一定の効果はあると思われる。）。

5. 農業総合研究所作物研究センター

(1) 不用物品の処分について（意見 22）

ア 結論

不用となった物品については、計画的に処分をすべきである。

イ 内容

作物研究所の管理・保有資産（重要物品）の一覧においては、以下のとおり、故障を理由として使用が予定されていない物品が存在している。

所属	規格品質	使用目的等
作物研究センター	日本分光工業(株)製 全2 1点	・故障、不使用 ・更新予定なし

当該物品については、処分費用の問題もあると思われるが、今後、使用予定がないのであれば、長期に亘り保管を継続するのではなく、新潟県物品会計規則の規定に従い、計画的に処分を進めるべきである。

6. 農業総合研究所高冷地農業技術センター

(1) 不用物品の処分について（意見 23）

ア 結論

不用となった物品については、計画的に処分をすべきである。

イ 内容

農業総合研究所高冷地農業技術センターの管理・保有資産（重要物品）の一覧においては、以下のとおり、故障を理由として使用が予定されていない物品が存在している。

所属	規格品質	使用目的等
高冷地農業技術センター	島津 S P C A	・ 土壌や作物の化学性調査 ※故障・使用不可

当該物品については、処分費用の問題もあると思われるが、今後、使用予定がないのであれば、長期に亘り保管を継続するのではなく、新潟県物品会計規則の規定に従い、計画的に処分を進めるべきである。

7. 農業総合研究所中山間地農業技術センター

(1) 不用物品の処分について（意見 24）

ア 結論

不用となった物品については、計画的に処分をすべきである。

イ 内容

農業総合研究所中山間地農業技術センターの管理・保有資産（重要物品）の一覧においては、以下のとおり、使用が予定されていない物品が存在している。

所属	規格品質	使用目的等
農業総合研究所中山間地農業技術センター	大和 一斉交互気流式 Y J D - 9 K - 2 B - E	・蚕が生成した「生繭」を殺蛹した後、繭を乾燥させ、腐敗を防ぐために使用 ・使用無し（養蚕関連の研究は未実施）

当該物品については、処分費用の問題もあると思われるが、今後、使用予定がないのであれば、長期に亘り保管を継続するのではなく、新潟県物品会計規則の規定に従い、計画的に処分を進めるべきである。

8. 農業総合研究所佐渡農業技術センター

(1) 生産物の売払いについて（意見 25）

ア 結論

生産物を売払う場合、販売代金の回収については、複数の職員の立会いのもと行うべきである。

イ 内容

農業総合研究所佐渡農業技術センターからのヒアリング調査によれば、同センターの研究により生じた農産物を売り払う場合、購入者から現金で回収する、また、販売は一人で行うことも多いとのことであった。

販売代金について、職員が一人で現金を回収するとなると、潜在的・不可避的に不正のリスクが生じてしまうことになる。透明性を担保する観点から、販売代金の回収については、複数の職員の立会いのもとで行うことが望ましい。

(2) 研究の人員体制について（意見 26）

ア 結論

研究に支障を生じさせないようにするために、引継体制を整備した上で、研究を実施すべきである。

イ 内容

農業総合研究所佐渡農業技術センターで実施している研究課題について、現時点での実績評価は「C評価」（計画よりやや遅れ・一部不十分）とされている。この点、同センターからのヒアリング調査によれば、担当職員の入れ替わりが研究の進捗に影響を及ぼしているとのことであった。担当職員の交代は、常に起こり得ることであるから、担当者の交代により研究に支障（遅延）が生じるような事態は避けるべく、引継体制を整備すべきと考える。

9. 水産海洋研究所

(1) 毒劇物の管理体制について（指摘 6）

ア 結論

毒劇物の鍵の管理体制について厳格な規定を設けるべきである。

イ 内容

毒劇物の使用については「試薬等の保管・使用・取扱要領」（以下、「要領」という。）で規定しているところ、使用者は委員長（所長）から毒劇物の保管庫鍵を借りる際には、口頭で申し出ることとなっている（要領第 6. 1）。また、使用者は毒劇物の使用の際には、「試薬等受払簿」に記載することとなっている（要領第 6. 2）。

試薬等の保管・使用・取扱要領（抜粋）

第 6 試薬等の使用

- 1 試薬等を使用する者（以下、「使用者」という。）は、施錠保管している試薬等を使用するときは、委員長に口頭で申し出のうえ、保管庫鍵を受領する。
- 2 使用者は、使用者氏名、使用年月日、使用目的、使用量を「試薬等受払簿」に記載する。

これによると、保管庫鍵を受領する際には委員長（所長）への口頭での申し出のみとなっており保管庫鍵の受払簿等が無いため、記録として残らないことになる。その場合、仮に不法な目的で毒劇物への接触をしたとしても（当然、試薬等受払簿にも記載しないはずであることから）、接触可能であった者について記録化されていないため、委員長（所長）の記憶以外の証拠がないことになる。他の試験研究機関では、「使用者は、試薬等を使用するときは、『試薬等受払簿』に使用者名、使用年月日、使用量を記入し、『使用責任者』に承認を受け、保管区分に応じて試薬等の保管庫鍵を受領する」との要領を設けることで、毒劇物の使用内容とともに鍵の受領についても承認を得るとの取組を取っているところもある。このような方法によれば、保管庫鍵の受領についても記録化することが可能となる。

毒劇物は微量であっても人間や動物だけでなく、生態系に取り返しのつかない被害を与える可能性がある。試験研究機関の内外を問わず厳重な管理をするべきである。現に、民間企業の研究機関において内部者で無断持ち出しが犯罪行為に利用されたケースもあり、そのような問題が起こった場合、研究機関、ひいては県民の信頼を大きく損なうこととなる。したがって、人体に影響を及ぼすような毒劇物については、上記記載のように、より厳格で安全な取扱手続きを求めることが必要と考える。

(2) 不用な試薬等の処分について（意見 27）

ア 結論

不用な薬品は、取扱要領に従って、できる限り速やかに処分すべきである。

イ 内容

ヒアリング調査において、使用期限切れの不用な薬品が相当数残置されている状況が見受けられた。この点、「試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」においては、速やかに適切な処分を行うと規定している。

試薬等の保管・使用・管理・取扱要領

第 7 試薬等の処分

- 2 有効期限切れ及び今後に見込まれない試薬等については、委員会で協議し、速やかに適切な処分（中和化、専門業者への処分委託など）を行う。

処分費用の問題もあると思われるが、不用な薬品を長期間放置しておくことにより、必然的に盗難や誤使用等のリスクも増加することになるから、当該薬品が不用となった時点で、できる限り個別に速やかに処分すべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をするなども検討すべきである。

(3) 競争的資金に係る内部監査の実施について（指摘7）

ア 結論

規定に従い、内部監査を行うべきである。

イ 内容

水産海洋研究所では、競争的研究資金を利用した研究を行っており、農林水産省が定めるガイドラインに従って研究を実施し、研究倫理教育の受講や責任体制図を設けるなど、一定の体制は整えられている。また、同研究所では「新潟県水産海洋研究所における公的研究費の適正な取り扱いに関する規程」を定め、内部監査を実施することを規定している。

新潟県水産海洋研究所における公的研究費の適正な取り扱いに関する規程

第7条（内部監査の実施）

公的研究費の適切な運用・管理のため、内部監査を実施する。

- 2 内部監査は、最高管理責任者が任命した職員と防止計画推進部署が連携して行う。

この点、同研究所への質問に対する回答では、「不正防止計画推進部署である総務課が、適正な研究費の執行となるよう通常業務の中で内部牽制を行っている」とのことであったが、上記規程の内部監査は実施されていないことが判明した。そこで、上記規程に従った内部監査をきちんと行うべきである。

(4) 設備の老朽化等について（意見28）

ア 結論

施設の老朽化に対する機能保全計画を策定のうえ、修繕等を行っていくべきである。

イ 内容

- (ア) 県内の各研究施設は築年が相当数経過し、老朽化が目立つ。本件建物についても、耐震基準を満たしてはいるものの、塩害等もあり、積極的な保守管理はされていない状況にはなかった。緑地についても手入れがされていない状態であった。また、ヒ

アリング及び質問に対する回答によると、調査船設備、高圧電気設備、海水取水施設（ポンプ、高架水槽、ろ過槽等）、飼育関連建屋等に破損、老朽化等が認められ、また、通信設備の空中線及び鉄塔等には撤去が望ましいものがあるとのことであった。

(イ) 施設の破損老朽化については営造物責任（国家賠償法第2条）が生じることがないようにするだけでなく、施設に勤務する職員のために職場環境を整えるという点からも対応が必要となる。これについては、予算との兼ね合いもあるため、機能保全計画を策定のうえ、緊急性の高いものから順に対応すべきと考える。

また、同じく予算との兼ね合いでもあるが、県の施設として相応しい外観維持のために緑地部分の整備も対応すべきと考える。

(ウ) 以上のことから、施設の老朽化に対する機能保全計画を策定のうえ、修繕等を行っていくべきである。

(5) 事業の期間の長期化等について（意見 29）

ア 結論

研究期間について、可能な限り具体的に設定すべきである。

イ 内容

研究テーマの中には、期間が長く、始期と終期が不明なものが少なくない。県単独の研究テーマで、これに該当するものは、以下のものが挙げられる。

研究の種類、事業名	研究目的	研究期間
増養殖技術開発	海藻の一種、アカモクの養殖技術を確立・普及させることにより、アカモクの生産量を確保し、漁業収入の安定化を図る。	H19～

試験研究の成果を検証するためには、研究目標を個別具体的に設定するとともに、その試験研究期間の始期と終期を具体的に設定することで、当該期間内に研究目標である

結果が得られたかやその効果を検証できるものと考え。実際に、外部資金による試験研究では始期と終期を設定して行っている以上、十分可能であると考え。また、このように具体的な目標設定や期間設定をすることが、限りある予算を有効に使うことにつながる。と考える。

10. 水産海洋研究所佐渡水産技術センター

(1) 試薬等の管理について（指摘 8）

ア 結論

使用していない試薬等についても在庫調査を実施すべきである。

イ 内容

「試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」では、試薬等の保有状況については最低年 2 回は実施することと規定されている。

試薬等の保管・使用・管理・取扱要領

第 3 管理体制

3 保有状況等

(1) 保有状況調査

要領の第 6 の定めるもののほか、所属で保有する試薬等を常に把握できるように最低年 2 回（年度末、年度中）在庫調査を行い、第 4 の 2 に定める「試薬等受払簿」から保有状況を更新し在庫調査との突合を行う。

この点、ヒアリングを実施した際、年 2 回の試薬等の在庫調査を実施していたが、使用記録簿保有状況の更新がなされておらず、規定されている在庫調査の突合がなされていない状況であった。実態としては、使用の有無に関わらず、「所属で保有する試薬等」のすべてについて在庫確認をしていたものの、使用記録簿の更新と突合による規定に定められた在庫確認が規定どおりの方法でなされていなかった。

以上のことから、試薬等使用記録簿保有状況を更新して突合することによる規定どおりの在庫調査を実施すべきである。

(2) 不用な試薬等の処分について（意見 30）

ア 結論

不用な薬品は、取扱要領に従って、できる限り速やかに処分すべきである。

イ 内容

ヒアリング調査において、使用期限切れの不用な薬品が相当数残置されている状況が見受けられた。この点、「試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」においては、速やかに適切な処分を行うと規定している。

試薬等の保管・使用・管理・取扱要領

第7 試薬等の処分

- 2 有効期限切れ及び今後に見込まれない試薬等については、委員会で協議し、速やかに適切な処分（中和化、専門業者への処分委託など）を行う。

処分費用の問題もあると思われるが、不用な薬品を長期間放置しておくことにより、必然的に盗難や誤使用等のリスクも増加することになるから、当該薬品が不用となった時点で、できる限り個別に速やかに処分すべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をするなども検討すべきである。

(3) 競争的資金に係る内部監査の実施について（指摘9）

ア 結論

規定に従い、内部監査を行うべきである。

イ 内容

水産海洋研究所では、競争的研究資金を利用した研究を行っており、農林水産省が定めるガイドラインに従って研究を実施し、研究倫理教育の受講や責任体制図を設けるなど、一定の体制は整えられている。また、同研究所では「新潟県水産海洋研究所における公的研究費の適正な取り扱いに関する規程」を定め、内部監査を実施することを規定している。

新潟県水産海洋研究所における公的研究費の適正な取り扱いに関する規程

第7条（内部監査の実施）

公的研究費の適切な運用・管理のため、内部監査を実施する。

- 2 内部監査は、最高管理責任者が任命した職員と防止計画推進部署が連携して行う。

この点、同研究所への質問に対する回答では、「不正防止計画推進部署である総務課が、適正な研究費の執行となるよう通常業務の中で内部牽制を行っている」とのことであったが、上記規程の内部監査は実施されていないことが判明した。そこで、上記規程に従った内部監査をきちんと行うべきである。

(4) 施設の老朽化等について（指摘 10）

ア 結論

施設の老朽化に対する機能保全計画を策定のうえ、修繕等を行っていくべきである。

イ 内容

- (ア) 県内の各研究施設は築年が相当数経過し、老朽化が目立つ。本件センターについても、各建物は耐震基準を満たしてはおらず、特に、餌料馴致棟の屋根の破損が目立ち、応急処置で利用している状況であった（写真参照）。使用していない地下タンク（ボイラー用（A 重油用））については、佐渡市消防本部予防課からは除去を求められているとのことであった。

また、施設内のエアコンが壊れたままとなっている個所もあった。

- (イ) 近年の気象状況からすると、地震による建物の倒壊や強風により屋根等が飛ばされることなどは想定されるものであり、このような施設の破損が生じた場合には営造物責任（国家賠償法第2条）が発生することになる。また、そのような被災により、貴重な研究資産、成果が失われるおそれもある。加えて、施設に勤務する職員のために安全かつ必要十分な職場環境が提供できているのか疑問といえる。

そうすると、予算の問題もあるため、機能保全計画を策定のうえ、緊急性の高いものから順に修繕や施設の解体等の対応をしていくべきである。



応急措置でしのいでいる餌料馴致棟



使用していない地下タンク

(5) 事業の期間の長期化等について（意見 31）

ア 結論

研究期間について、可能な限り具体的に設定すべきである。

イ 内容

研究テーマの中には、期間が長く、始期と終期が不明なものが少なくない。県単独の研究テーマで、これに該当するものは、以下のものが上げられる。

研究の種類、事業名	研究目的	研究期間
加茂湖赤潮被害対策事業	漁業被害をもたらす赤潮プランクトン及び環境モニタリングを実施し、赤潮プランクトン発生時に対策の指導を行うことにより、加茂湖のかき養殖の被害の低減を図る。	H30～
増養殖技術開発	佐渡島内で漁業者が行う増養殖に関する技術の開発・指導を行い、水産資源の維持増大を図り、漁業所得の向上に繋げる。	S48～
栽培漁業調査・指導	漁業者が行う栽培漁業の効果調査や技術的な指導を行い、栽培漁業の更なる効果の向上を図り、漁業資源の造成を図る。	S59～

試験研究の成果を検証するためには、研究目標を個別具体的に設定するとともに、その試験研究期間の始期と終期を具体的に設定することで、当該期間内に研究目標である結果が得られたかやその効果を検証できるものとする。実際に、外部資金による試験研究では始期と終期を設定して行っている以上、十分可能であるとする。また、このように具体的な目標設定や期間設定をすることが、限りある予算を有効に使うことにつながるものとする。

(6) 防犯カメラの設置について（意見 32）

ア 結論

一部建物に、防犯カメラの設置をすべきである。

イ 内容

当センターは施設が広く、また、職員が少ないこともあり、例えば、餌料馴致棟などは、アワビなどの研究対象で、かつ、市場価値があるものの盗難リスク、さらに、いたずら等で行われる場合があり、防犯上のリスクが極めて高いと思料される。防犯カメラ等の設置をすべきである。

(7) 職員体制、業務の省力化・効率化への対応について（意見 33）

ア 結論

研究活動が十分に行えるよう、業務の効率化や調査計画の精査を行うべきである。

イ 内容

当センターで行う業務のうち、潜水を伴う業務は複数名で行うため、パート職員の勤務時間との関係で、当事業所に職員が不在等になる時間が生じることがある。このような不在時間が生じる場合には、勤務事務所（佐渡水産庁舎）に電話を転送して対応しているとのことである。

また、調査適期が限られている背景もあり、一部、予定されていた研究（磯焼け回復状況の調査）についても、業務過多で手が回らず、年度内には実施できなかったとのことであった。

以上のとおり、限られた人員体制の中でも必要な研究活動が十分行えるよう、業務の効率化や、場合によっては、研究テーマを絞る等も視野に入れた改善をすべきである。

11. 内水面水産試験場

(1) 毒劇物の管理体制について（指摘 11）

ア 結論

毒劇物の鍵の管理体制について厳格に管理されるべきである。

イ 内容

毒劇物の使用については「試薬等の保管・使用・取扱要領」（以下、「要領」という。）で規定しているところ、使用者は委員長（場長）から毒劇物の保管庫鍵を借りる際には、口頭で申し出ることとなっている（要領第 6. 1）。また、使用者は毒劇物の使用の際には、「試薬等受払簿」に記載することとなっている（要領第 6. 2）。

試薬等の保管・使用・取扱要領（抜粋）

第 6 試薬等の使用

- 1 試薬等を使用する者（以下、「使用者」という。）は、施錠保管している試薬等を使用するときは、委員長に口頭で申し出のうえ、保管庫鍵を受領する。
- 2 使用者は、使用者氏名、使用年月日、使用目的、使用量を「試薬等受払簿」に記載する。

これによると、保管庫鍵を受領する際には委員長（場長）への口頭での申し出のみとなっており保管庫鍵の受払簿等が無いため、記録として残らないことになる。その場合、仮に不法な目的で毒劇物への接触をしたとしても（当然、試薬等受払簿にも記載しないはずであることから）、接触可能であった者について記録化されていないため、委員長（場長）の記憶以外の証拠がないことになる。他の試験研究機関では、「使用者は、試薬等を使用するときは、『試薬等受払簿』に使用者名、使用年月日、使用量を記入し、『使用責任者』に承認を受け、保管区分に応じて試薬等の保管庫鍵を受領する」との要領を設けることで、毒劇物の使用内容とともに鍵の受領についても承認を得るとの取組を取っているところもある。このような方法によれば、保管庫鍵の受領についても記録化することが可能となる。

毒劇物は微量であっても人間や動物だけでなく、生態系に取り返しのつかない被害を与える可能性がある。試験研究機関の内外を問わず厳重な管理をするべきである。現に、民間企業の研究機関において内部者で無断持ち出しが犯罪行為に利用されたケースもあり、そのような問題が起こった場合、研究機関、ひいては県民の信頼を大きく損なうこととなっている。したがって、人体に影響を及ぼすような毒劇物については、上記記載のように、より厳格で安全な取扱手続きを求めることが必要と考える。

(2) 不用な試薬等の処分について（意見 34）

ア 結論

不用な薬品は、取扱要領に従って、できる限り速やかに処分すべきである。

イ 内容

ヒアリング調査において、使用期限切れの不用な薬品が相当数残置されている状況が見受けられた。この点、「試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」においては、速やかに適切な処分を行うと規定している。

試薬等の保管・使用・管理・取扱要領

第7 試薬等の処分

- 2 有効期限切れ及び今後に見込まれない試薬等については、委員会で協議し、速やかに適切な処分（中和化、専門業者への処分委託など）を行う。

処分費用の問題もあると思われるが、不用な薬品を長期間放置しておくことにより、必然的に盗難や誤使用等のリスクも増加することになるから、当該薬品が不用となった時点で、できる限り個別に速やかに処分すべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をするなども検討すべきである。

(3) 網羅的な要綱等の作成について（意見 35）

ア 結論

共同研究実施規程に関し、県全体で網羅的な要綱を定め、統一感がある仕組みを構築することが望ましい。

イ 内容

当研究所では、産学と共同の研究がいくつか行われている。その際には、独自に共同研究実施規程を定めて運用しているとのことであるが、外部機関との共同研究、研究協力、委託研究等については、県の他の研究機関と共通する部分が多いため、当場のような小規模の研究機関で、要綱、要領すべてを独自に定めるのではなく、県全体で網羅的な要綱を定め、各部局で要領、各試験場で実施規程を定める等、統一感がある仕組みを構築することが望ましいと考える。

(4) キャッシュレス化の対応について（意見 36）

ア 結論

現在の現金の取扱いについて、将来的にキャッシュレス化への対応を検討すべきである。

イ 内容

当研究所では、生産物の売払いや保証金の受領時には、現金で行っている。しかし、現金の取り扱いには、紛失、横領等のリスクもあるほか、現金管理、入出金の記録、人手を要する精算作業など、多くの手間がかかる。キャッシュレス化により、これらの手続きがデジタル化され、迅速化のほか、不正防止や監査の際の透明性が向上する。そのためには、新たな財務規則の整備、キャッシュレス端末決済手数料等の予算措置等が必要となるが、既に対応可能な端末の配置があることなどからキャッシュレス化は不可能ではないと思料される。以上から、諸条件をクリアし、キャッシュレス化の対応を検討すべきである。

(5) 生産物の払下げに関する価格設定の方法について（意見 37）

ア 結論

生産物の払下げの価格に関し、前回の参考見積取得から4年を経過するため、再度、参考見積を取るべきである。

イ 内容

生産物の払下げについては、個別の要領等はなく、財務規則に則って対応しているとのことで、価格設定については、例えば、錦鯉では現行の方法を開始した令和2年度に養鯉関係3業者から参考見積を取り、場長が予定価格を決定し、以降、この時の予定価格とその後の落札価格をベースに、出品鯉の品質を見て場長が予定価格を決定しているとのことである。

しかし、錦鯉は、アジアやヨーロッパ、北米をはじめ、近年世界各国に輸出されるようになり、令和4年には30以上の国や地域に輸出されている。輸出額は年々増加傾向にあり、令和4年の県産錦鯉の産出額は約32億円と推計された。付加価値の高い持続可能な農林水産業の実現は、本県の最上位計画「新潟県総合計画～住んでよし、訪れてよしの新潟県～」でも掲げられており、錦鯉については、生産物の中では高額であり、時機に応じた価格設定をすべきである。

これについては、錦鯉の価格設定は現物の品質に相応して決められるものであり、物価上昇を反映させることがなかなか難しいとの回答を得たが、水道光熱費や輸送費等の物価上昇、さらには、令和2年度から参考見積を取っていないこと等を考慮すると、再び参考見積を取ることを検討すべきである。

12. 森林研究所

(1) 職員体制、業務の省力化・効率化への対応について（意見 38）

ア 結論

現在、業務執行や計画された試験研究への支障は生じていない状況であるが、研究により注力できるよう業務の省力化や効率化を進めるべきである。

イ 内容

研究員の業務として、令和5年度は試験研究業績として19件ある他に、以下の業務を行っている。

執筆（新潟県治山林道協会機関紙「林業にいがた」ほか）	15件
研修会、講習会の講師	11件
見学等対応（新潟北部林業振興協議会ほか）	4件
相談等（森林・林業相談、植物同定依頼等）	115件

同研究所は研究員が11名（森林・林業技術課6名、きのこ・特産課5名）であるところ、試験研究以外の上記業務をこの11名で対応していることになる。上記業務は各件数だけ見ても相当数あることから、研究員1人あたりの担当件数もかなり多い。

そこで、業務の省力化や効率化を図ることで、研究員により研究に注力できるよう検討すべきである。なお、同研究所からは、テーマ毎にまとめて研修会を開催することや相談事項の回答や提供資料のデータベース化を図ることでの省力化・効率化を検討しているとのことであり、評価できる。

(2) 成果目標の設定について（意見 39）

ア 結論

試験研究テーマの選定にあたり、可能な限り具体的な数値目標の設定を検討すべきである。

イ 内容

(ア) 森林研究所は、主要課題の中で「森林資源の利用促進のための技術の開発」や「特用林産物の振興に向けた研究開発」を掲げているが、このような目的からすると、その試験・研究テーマが森林資源の利用促進にどのように資するのかについてや、特用林産物の振興に結び付くものであるかという観点で選定されているので、その試験研究によるどのような効果を求めるのかという点では、具体的な数値目標を定めるべきである。

(イ) 今回の監査において、同研究所からは「市場での売上・生産量などの数値目標は困難であり、設定はしていない」との回答があったが、試験研究テーマの有用性を検証するためにも、その試験研究の結果によりどのような効果を期待するのかの具体的な数値目標を設定し、実際にどのように普及したのかの調査が必要であると考えられる。研究開発結果の普及率については普及員が調査しているとのことであることから、可能な範囲での目標設定を行っていくべきである。

(3) 不用物品の処分について（意見 40）

ア 結論

不用となった機器等の物品について計画的に処分をすべきである。

イ 内容

不用となった物品については、新潟県物品会計規則の規定に従い、処分を進めていくべきである。この点、森林研究所の監査実施時にも、不用になった機器等がそのまま置かれている状況が散見されたが、処分を行う事務職員の不足や、処分費（予算）の不足により着手できていないとの説明があった。備品一覧表にも、以下の備品が廃棄予定として記載されている。また、備品のうち「使用していない」との記載のある物については、今後の使用可能性を考慮しつつ、処分をするか引き続き保管するかを決めていくべきと考える。

分類・品目	備考
庁用器具（冷凍庫）	使用していない
医療及び試験研究器機（振盪器）	故障（低温不可・高温可）廃棄予定
医療及び試験研究器機（低温恒温器）	使用していない廃棄予定
医療及び試験研究器機（低温恒温器）	故障廃棄予定
医療及び試験研究器機（接種機）	使用していない
測量測定観測器械（電子天びん）	使用していない 窓際

また、そのため県として、これら不用物品の処分にための予算措置を講じ、計画的に処分がなされるようにすべきである。

(4) 必要な機材の修理について（意見 41）

ア 結論

必要な機材については修理をしたうえで使用されるべきである。

イ 内容

同研究所の「備品一覧表」によると、以下のとおり、必要と思われる機材のうち「故障中」のままとなっているものが散見された。

分類・品目	備考
測量測定観測器械（ピロティン）	故障中→直したい
測量測定観測器械（CO2 測定器）	故障中→直したい、薬品庫内
測量測定観測器械（電子天びん）	故障中（修理するかも）
医療及び試験研究器械（栽培棚）	1 段故障中

試験研究に必要な物品であれば速やかに修理の上使用されるべきであり、また、不用であれば、処分すべきである。

以上